

平成29年7月

# 委員協議会議事録

松本市農業委員会

平成29年7月 松本市農業委員会 委員協議会 議事録

1 日 時 平成29年7月31日（月）午後1時30分から午後2時50分

2 場 所 議員協議会室（東庁舎3階）

3 出席委員 44人

2番	丸山 敏郎	3番	森田 大樹
4番	北川 和宏	5番	百瀬 芳彦
6番	岡村 時則	7番	上條 陽一
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	13番	中島 孝子
14番	荒井 和久	15番	細田 範良
16番	波田野裕男	17番	赤羽 隆男
18番	竹島 敏博	19番	丸山 寛実
20番	上條萬壽登	21番	小林 弘也
22番	塩原 忠	23番	古沢 明子
24番	上内 佳朋	25番	柳澤 元吉
26番	波多腰哲郎	27番	田中 悦郎
28番	伊藤 修平	29番	橋本 実嗣
30番	小沢 和子	31番	竹内 益貴
32番	窪田 英明	33番	上條英一郎
34番	百瀬 道雄	35番	伊藤 素章
37番	百瀬 文彦	38番	小松 誠一
39番	菅野 訓芳	40番	百瀬 貞雄
42番	青木 秀夫	43番	萩原 良治
44番	波場 秀樹	45番	百瀬 秀一
46番	金子 文彦	47番	三村 晴夫
48番	上條 信	49番	赤羽 米子

4 欠席委員 4人

1番	柿澤 潔	8番	上條信太郎
36番	忠地 義光	41番	前田 隆之

5 協議事項

- (1) 農地利用集積円滑化事業規程変更の決定について
- (2) 農地法第3条第2項第5号による別段面積について

6 報告事項

- (1) 第52回松本農林業まつりの開催について
- (2) 平成29年度農業委員等公務災害補償制度への加入について
- (3) 6月定例部会報告
- (4) 主要会務報告

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田 京子
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	〃	小西 えみ
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		農政課	主 事	古田 和之
		松本農業改良普及センター	課長補佐	西嶋 秀雄

9 会長あいさつ 小林会長

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 48番 上條 信 委員  
2番 丸山 敏郎 委員  
〔書記〕 板花局長補佐、小西局長補佐

13 会議の概要

議 長

本日の議案についてですが、農地部会に16の議案が提出をされております。このうち議案第62号「農用地利用集積計画の決定の件」並びに第63号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会に事前の内容審査を付託いたします。農業振興部会では内容審査を行って、意見を集約の上、農地部会に報告をしてください。

また、本日は、協議、報告案件で、比較的案件が少ないために、後ほど松本農業改良普及センターから最新の農業事情などについて話題を提供していただく予定でございますので、30分程度のミニ研修を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

初めに、協議事項1、農地利用集積円滑化事業規程変更の決定について、農政課より説明をお願いいたします。

古田主事。

古田（農政課）

農政課担い手担当の古田と申します。よろしくお願いいたします。

では、1ページをお開きください。

協議事項1、農地利用集積円滑化事業規程変更の決定についてということで説明をさせていただきます。

この要旨にあるんですが、円滑化団体である松本市農協、松本ハイランド農協、あづみ農協から、農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第11条の11第4項の

規定に基づき、松本市農業委員会の決定を受けるものです。

2の変更内容をごらんください。

新旧対照表になっております。こちらの表の中の下線部分、旧のほうでは県農業会議となっているものが、新しくなりまして、農業委員会ネットワーク機構、このように名称が変更になるというような内容になっております。

3の今後の予定ですが、本日農業委員会にて協議をいただき、決定になりましたら、8月1日に市公告を行い、円滑化団体へ承認の通知を送るものになっております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

今、古田主事から円滑化の規程の変更の説明があったわけではありますが、このことに対しまして質問、意見のある方は挙手をお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきまして、ご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。ありがとうございました。

続きまして、協議事項2、農地法第3条第2項第5号による別段面積について、事務局の説明をお願いいたします。

齋藤係長。

齋藤担当係長

それでは、2ページ、協議事項2、農地法第3条第2項第5号による別段面積についてでございます。

これにつきましては、平成21年の農地法の改正によりまして、毎年下限面積、昔で言う5反歩要件というやつですね、を7月に見直すというようなことで、昨年度もやってございます。

今年度につきましては、下限面積、俗に言う5反歩要件、農地法施行規則17条1項、それと昨年度末に設定しました別段面積ということで、農地法施行規則第17条の2項、この2点につきまして説明させていただきたいと思っております。

2ページの大きい2番、下限面積の取り扱いということをごらんください。毎年のことですので、確認の意味をもちまして、再度説明させていただきます。

下限面積につきましては、次に掲げる農地法施行規則17条により、設定

基準に従い、「農業センサス」の結果から地区ごとに設定をしていますということで、アとしまして、設定区域は、自然的、経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる区域ということです。本市につきましては、21地区に区分しまして、それぞれ各地区で下限面積を設定してございます。

イとしまして、設定面積の単位はアール、その面積は10アール以上であることということで、一番設定基準の少ない20アールから50アールまで松本市は設定してございます。

ウとしまして、設定区域において、設定面積より小さい面積で営農する農業者が地域全体の農業者のおおむね40%を下回らないことということで、これは全て農林業センサスの結果により出しているということです。

農林業センサスにつきましては、5年に一度の見直しになっています。昨年度、最新の平成27年版で昨年度見直しております。今年度につきましても、昨年度同様の資料の27年農林業センサスを用いての結果でございますので、よろしく申し上げます。

(2) 番でございます。本年度の取り扱いでございます。

ただいま説明しましたア並びにイに規定する本市の設定条件は、今年度も現状どおり変更なしでお願いしたいということでございます。

イとしまして、平成27年農林業センサスの数値を用いて算出した結果、現行の設定面積は全て地区において、規定する40%を下回る階層の中となったためということで、先ほども申し上げたとおり、昨年と同じ農林業センサスの結果ということですので、昨年と同様の数値、40%を下回ることにはなかったということでご理解をお願いしたいと思います。

この後協議していただきまして、下限面積見直し、今年度も昨年同様ということであれば、各地区の下限面積につきましては、松本市の公式ホームページで公表していきたいと考えてございます。

公表内容につきましては、隣の3ページの各地区の別段面積、この表を用いて報告をしていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

続きまして、(3) 番の昨年度末に設定しました別段面積の基準の調整でございます。

昨年度、遊休農地の解消及び移住・定住者を含めた新規就農者の参入促進を図ることを目的としまして、別段面積579筆を設定したところでございます。

今年度につきましても、現在、各地区で行われております利用状況調査の結果を踏まえて、必要に応じ、対象農地の追加設定及び見直しを行いますということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

別段面積の対象地にする主な判断基準でございます。

アとしまして、再生利用可能な荒廃農地と判断した農地、イとしまして、遊休化のおそれがあると判断する農地、ウとしまして、宅地と隣接し、一体で権利取得されることで、取得後、農地として適正に管理、耕作すると見込まれる農地。エとしまして、昨年設定した579筆のうち、見直しが必要と判断する農地ということで挙げてございます。

冒頭、会長のほうからお話がありましたけれども、下限面積、先ほどの5反歩要件につきましては、見直しを行わないというようなことで事務局は考えています。それとっては何なんですけれども、昨年度、別段面積の設定を579筆して、今年度もまさに利用状況調査をしていただいていると思います。その関係で、また今年度も追加する、または昨年度設定したんだけれども、やっぱり外すというようなものをまた地区から上げていただきたいと思います。

特に、もう例えば新規で農地を借りたいんだとか、取得したいんだとかという相談があった場合については、難しく考えないで、その1筆1筆でいいので、相談を受けたところをまず事務局に上げていただいて、1筆ごと、ちょっと判断していけばいいじゃないかなというふうに考えていますので、特に今のままでほうっておくと荒廃してしまう農地、あと遊休荒廃農地を復元してもらったんだけれども、またこのままでほうっておいたらまた荒れてしまう農地というようなのを主に上げていただいて、1筆ごと判断していきたいなというふうに考えていますので、利用状況調査はちょっといろいろなA分類、分類ごとになっていきますけれども、まずこの取得をしたいんだとかという相談を受けたところを、もう1筆ごと上げていただいて、筆ごとにもう判断していくというようなことで考えています。

9月末といえば利用状況調査の結果が出るとと思いますので、今年度はちょっとまた部会でも調整をしなければいけないんですけれども、農地部会のほうで。第1期分につきましては、10月の農地部会でちょっと協議を考えています。10月に上げていただいて、それで協議して、設定していく。その積み残し分を、今度は年明けの1月ごろ、2回目をやろうかなというような、今のところ事務局では考えていますので、すみませんが、その辺、また各地区へ帰っていただいて、ご協議していただければと思いますので、よろしくお願いします。

すみません、先ほど別段面積を設定して、農業委員会事務局のほうに、じゃ相談があったかというようなことです。

先ほども会長、話がありましたけれども、主に代理人の方、要は土地を動かしているブローカーじゃないんですけれども、そういった方が相談に来ています。要は、農地をストックして、開発目的でできるかどうかということです。

一番最初、委員さんも相談受けたときに注意していただきたいんですけれども、あくまでも農地として取得をするんだということをお願いします、出発は。取得したから、開発できるというようなことではないので、その辺、お願いしたいと思います。

松本市は都市計画、線引きしていますので、都市計画の線引きした地区については、旧市につきましては昭和46年、梓川につきましては平成22年、波田につきましては平成26年ということで、都市計画の線引きの設定した後には所有権移転したところにつきましては、調整区域内では開発ができないことになっていますので、取得して、建物を建てるということは

考えられないんですけれども、四賀、奈川、安曇につきましては、調整区域が設定されていませんので、農地を取得しても、開発ができてしまうというようなことがありますので、その辺、また各農地を取得したい方、また土地の不動産屋さん等に相談されましたら、まずは事務局のほうへ確認をしていただきたいと、このように考えていますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長 　　ただいま下限面積の話が齋藤係長のほうからあったわけですが、このことに対しまして質問、意見ありましたら、願います。  
伊藤委員。

伊藤委員 　　ちょっとお聞きしたいんですけれども、今、中間管理機構等でもって、いわゆるみずから耕作する人が少なくなっているわけですが、この下限面積、そもそもは、もともとは個々に耕作していたわけですが、もうできないということで、中間管理機構へ預けていることという絡みとこの別段面積のあれは、何かあるわけですかね。

議長 　　齋藤係長。

齋藤担当係長 　　昨年度もちょっと部会の中で調整しているんですけれども、この別段面積を設定するには、1つの条件としまして、集団的な農用地、要は農作業の共同化等に支障を及ぼすところ、農地の例えば一段の中の真ん中だとか、そういったところは、別段面積の設定にしないというようなことがあります。ですので、中間管理に今、お願いしているところを例えば別段面積にするというような考えは特に持ってないです。

今後、中間管理が終わって、じゃそこをどこが、今度は借り手がないからどうするんだというようなところは、また1筆ごとの判断になりますので、相談をかけていただきたいと思いますと思いますが、できれば面的の真ん中だとかというのは、特に別段面積の設定をするというのは考えていませんので、お願いしたいと思います。

議長 　　伊藤委員、いいですか。

伊藤委員 　　何かよくわからん。要は、例えば内田は、中山間地に指定されている中で、40アールと。それは農業センサスの関係でなると思うけれども、イメージ的には、ほかの中山間地に指定されたところは、もう30アールあるいは20アールと。そこらのところで、荒廃地対策も含めて、実は売りたいという人も何人か私のほうも来ているわけですが、下げてもらうと買いやすい人も出てくるじゃないかというようなことも含めて、なるべく下げてもらいたいという部分もあるわけですが。

議 長 齋藤係長。

齋藤担当係長 その1筆ごとの判断になると思うんですけれども、実は利用権の設定の下限面積も昨年度外しましたよね。もう1反歩ないし、もう1筆なり、面積が下限面積に達しなくても利用権結べるよというようになっていきますので、例えば農業を引き続きやりたくて、経営規模をふやしたいということであれば、例えば利用権のほうで農地を借りていただいて、じゃ所有権移転したいものについては農地法の3条でやるというやり方も手だと思えますよね。ですので、昨年、利用権の下限面積も下げたということもありますし、うちの農業委員会で扱っている別断面積も別に設けたということもありますので、またちょっとその辺もうまく組み合わせる中で検討していただければと思いますので、お願いします。

議 長 伊藤委員。

伊藤委員 ありがとうございます。

議 長 いいですか。

伊藤委員 はい。

議 長 これから、今までやってもらった地域もあるわけでありましたが、これから遊休荒廃地の調査を皆さんにしてもらおうわけでありましたが、Aははっきりとした遊休荒廃地でありますし、Bは山林で、もう手がつかないというところがBであります。皆さんそれぞれD判定をもらったところがあると思うんですが、もちろん集落のいわゆる圃場の中のD判定はないわけでありましたが、例えば圃場から外れて、住宅と住宅の間に、農地でありながら荒廃地になってD判定、これ、農地にすれば農地にできるという、そういうところを初めの私ども対象として考えておりますので、いいんだよね、それで、係長。

齋藤担当係長 はい。

議 長 そんなイメージで進めているわけでありましたが、ぜひともそのところは、中山間地だけじゃなくても、もっと平らなところでもそういうところは多分あるはずですが、そういうイメージでこの改革をお願いしているわけでありまして、その辺は理解していただきたいと思えます。

ほかに何か質問ありますか、このことに対して。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。



本件につきましては、下限面積の17条1項につきましても、ご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でございますので、本件は原案のとおり承認するものといたします。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1、第52回松本農林業まつりの開催について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

それでは、報告事項1、資料5ページ、第52回松本農林業まつりの開催についてでございます。着座にて失礼いたします。

本年度の松本農林業まつりについては、現在、事務局である農林部農政課において開催に向けた準備を進めており、本日午前中に実行委員会が開催され、実施方針等が確定いたしました。

例年、農業委員会が参加する農畜林産物消費宣伝について、その予定を報告させていただきます。

2、主催は松本農林業まつり実行委員会。

3、開催日ですが、平成29年9月9日土曜日となっております。

会場は、昨年と同じあがたの森公園です。

時間ですけれども、8時15分から、ことしは1時間短縮されまして、午後1時までとなりました。

5、例年の農業委員会の取り組みですけれども、パネル展示により農業委員会の活動等について、写真はパネルにより紹介しております。

また、一貫目クイズとして、かごに一貫目となるよう農産物を入れてもらって、正解者はそれら景品を持ち帰ることができる市民参加型のイベントを提供しております。

ことしも同様の取り組みを予定しておりますので、委員の皆様には当日のイベントの参加と農産物の提供をご協力お願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

参加していただく時間帯ですけれども、去年と入れかわりまして、8時から10時半を農地部会の皆さん、10時半から午後1時までを農振部会の皆さんにご協力いただく予定でおりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、東山部くだものまつりは、翌週の9月16日土曜日となっております。農林業まつりへの参加は、委員の皆さんの参加でお願いいたします。

また、東山部くだものまつりのほうは、農協さんの各支部からまたご協力の依頼が行くかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

松本農林業まつりでございますが、大変農業委員の皆様にはご苦勞いただいて、この一貫目クイズであります、大変人気のコーナーでございます、皆さんが本当にしっかり農産物を持ってきてもらい、提供していただけるというふうなことであります。

このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようですが、本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ぜひともまた皆さんにはご協力のほうをよろしくお願いいたします。

次に、報告事項2、平成29年度農業委員等公務災害補償制度への加入について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

続きまして、報告事項2、資料6ページ、平成29年度農業委員会等公務災害補償制度への加入についてでございます。

1、要旨ですが、農業委員等の公務従事中における事故等に対処するため、農業委員等の公務災害補償制度への加入について報告いたします。

2、公務災害補償制度の概要ですけれども、全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約で、被保険者である農業委員等が公務従事中の事故により、死亡または入院、通院した場合、保険金が払われます。

加入資格は市町村農業委員等で、保険期間は毎年10月1日から1年間となっております。

保険料及び補償内容は別添のとおりですけれども、議案と一緒に黄色のパフレットを送付させていただきましたので、目を通していただくようお願いいたします。

加入方法ですが、昨年と同様、農業委員全員にB型1口を加入していただきます。保険料は1口1,500円で、補償内容は、万が一公務中に死亡した場合560万円、後遺障害の場合22万4,000円から560万円、入院保険金日額が5,000円、通院保険金日額が4,000円となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、保険料の振り込みが8月4日までということで通知が来ておりましたので、7月の委員さんの報酬から差し引かせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

農業委員会の公務災害の補償制度の加入について、今、説明があったわけではありますが、このことに対しまして質問、意見のある方、お願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。  
次に、報告事項 3、6月の定例部会報告に入ります。  
初めに、上條農地部会長よりお願いいたします。

**上條（陽）農地部会長** それでは、11ページをごらんください。  
6月の定例農地部会の報告を申し上げます。  
6月30日開催の農地部会において、議案17件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。  
また、農地法第4条及び第5条のそれぞれの許可、承認案件につきましては、6月21日に塩原忠委員及び岡村時則委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。  
以上説明申し上げまして、6月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

**議長** 続いて、振興部会、田中部会長からお願いいたします。

**田中農業振興部会長** 平成29年6月30日開催の農業振興部会の結果について報告いたします。  
議案第47号「平成29年度第1回青年等就農計画の承認について」、3件の審議をし、全件承認されました。  
以上報告申し上げます。

**議長** ありがとうございます。  
ただいまの両部会長からの報告のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思ひます。  
続いて、報告事項4、主要会務報告につきましては、12ページのとおりでありますので、ご参照いただきたいと思ひます。  
以上で報告事項は終了いたしました。  
続きまして、その他の項目に入ります。  
先ほどお話し申し上げましたが、農業改良普及センターの西嶋課長補佐から、農業へのこれからの最新の農業情勢についてお話をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**西嶋（松本農業改良普及センター）** すみません、農業改良普及センターの西嶋でございます。  
お暑い中をご苦労さまでございます。

先に資料の確認でございますけれども、若干今の最新のといえますか、お話のほかに、いつもどおりの資料、主要農作物の生育概況のまとめというの、松本農業改良普及センターというのがある資料でございます。

それぞれ生育状況、概況出ておりますけれども、ざっと言うと、不安定な天候の中といえますか、後のほうの気象表のほうにも出てまいりますけれども、全般で見ますと、気温が高目で推移をしていると。中旬までは非常にいえますか、降水量が中旬ですね、8月中に非常に少なかったというような状況にあります。下旬になって、しっかりまた降るようになったというようなことがございますけれども、この影響でさまざまなことが出ているかなということでもあります。

稲の関係も、そこには平年並みからかなり早くなっているよというような内容でありまして、コシヒカリについても、連休に植えたものは出穂期を迎えているような状況になっているかなということでもあります。

また、斑点米の関係の原因でありますカメムシの発生が目立つというようなことで、めくっていただいた3ページ目のところに病害虫発生予察注意報第1号ということで、カメムシの発生が多いというので出てございます。若干、7月19日に発行されたものですから、内容の記述が古いところもございますけれども、カメムシの類が多いというのは事実だということでございますので、出穂期を向かえておりますが、非常にその辺のところ、注意が必要になっているというところがございます。

果樹類についても、降水量が少なかった影響で、病害の発生は少ない傾向ではありましたが、若干7月に入ってから温度が上がったという影響で、ハダニの類がふえているというようなことがありますし、7月8日に塩尻の一部、あるいは松本でも一部、東山部で降ひょうがあったわけでございますけれども、その辺の影響が今になって見えてきているところがあると。特に、ブドウで少し大き目の被害になっているというふうなことのようでございます。肥大状況につきましては、平年よりも若干やっぱり小さ目に推移をしているというようなことでございます。

野菜類に関しましても、病害で目立つものは少ないんですが、やはり虫の発生が多くなっているというような影響がございます。

それから、すみません、めくっていただいて2ページのところには、それぞれジュース用トマト、スイカありますけれども、例年よりジュース用トマトでも若干病害が目立っているのかなというような印象があります。

それから、スイカにつきましても、近年、特にハウス作あたりで土壌病害ふえているのかなというようなことを見ておりまして、少しその辺のところ心配な状況になっているのかなというふうに思います。

花についても、低温の影響で、少し作が悪いところが目立っているところがあるということですが、ほぼ生育については平年並みで推移をしているというところがございます。

飼料作については、これもほぼ平年並みから若干進んでいるというようなことになってきておりますけれども、雨があったので、非常に刈り取りのところの影響を受けているところではないかなということでもあります。

すみません、それで3、4のカメムシのことは見ておいていただければ結構ですけれども、特に4枚目の表2のあたりのところを見ていただきますと、畦畔でのカメムシの20回振、ネットを振ってカメムシがどれだけ入るかというようなものを見た数字でございますけれども、中信のところを見ていただきますと、特にアカヒゲ、ちょっと見にくい表で恐縮ですが、アカヒゲホソミドリカスミカメなんかはかなり大目になっていまして、その横のアカスジカスミカメの関係も多いというふうなことで、この辺、結構悪さをするカメムシですので、注意が必要といたしますか、いつも被害が起こるようなところは、薬剤による防除が必要になってくるということかなと思います。

すみません、気象表についても、下旬の数値入っていませんけれども、きょうが31日ということなので、きょう明けると入ってきますけれども、若干下旬になって少し温度が平年並みか、ちょっと低目になっているのかということですが、それと降水量多くなっているかと思いますが、ことしの傾向としては、降るときはしっかり降るけれども、少し干ばつぎみのときは、ほとんど降らないというような繰り返しになっているかなというような感じがいたしております。

それから、台風のことをちょっと書いてありませんけれども、台風の発生、既に台風10号まで来ておりまして、台風の7月の発生数としては、かなり大目な数値になっているということでございます。

1つ、5号だったかな。今、ちょっと心配な動きをしているやつがありますけれども、4日くらいからだんだん北上してくるという予報になっているようであります。

すみません、肝心なといたしますか、きょうの本題のほうに入らせていただきたいと思っておりますけれども、7ページ目からでございます。

きょうは、2つのテーマでのお話をさせていただきたいかなと思います。1つは、ICTというふうには呼ばれるものでございます。それから、もう一つは……

議 長                   どうぞ。

西嶋（松本農業改良普及センター）   ありがとうございます。立ったほうがしゃべりやすいので。ありがとうございます。すみません。

いろいろなくせで、立ったほうがしゃべりやすいので、ちょっと立たせていただいて、悪いことして立たされているわけじゃないんですけれども、そんなことでお願いします。ありがとうございます。

ICTと、それからもう一つは、GAPというちょっと聞きなれない、何年か前からか話をしておりますけれども、GAPという、略されるものですが、その2つについてお話をさせていただければなというふうに思っております。

まず、ICTというふうなものですけれども、そこにスマート農業の将来像（研究会・中間取りまとめ）というのがあるんですけれども、これ、農

水省のホームページから引っ張ってきたものであります。

最近よく話題になっているのが、この間も北海道のあれで話題になっていましたけれども、トラクターの無人トラクターと申しますか、3台ぐらいトラクターが、並行して大型トラクターが走っていて、その横でスマホと申しますか、で遠隔操作を3台同時にやるというようなデモのやつがニュースでちょっと載っていたようなのを見ましたけれども、そんなようなやつとか、その上に衛星があるんですけれども、衛星を利用してやるというようなものがあるというふうなことで、北海道がこの無人走行と申しますか、そういったものが進んでいるんですが、北海道の皆さんは、大型トラクターでも1人で作業するというような場面が出てきまして、そうすると、そういったリモコンの操作とか、そういったものが非常に有効になってくるというようなことがあるようであります。

国のほうと申しますか、県もちょっと危機感を持っていることといたしまして、ご承知のとおりと申しますか、農家戸数ですとか、農業就業者数とか、そういったものは、ここにちょっと私、ちょっときょう資料はお示ししてございませんけれども、昭和35年から27年を比べた数値というのがございまして、農家戸数が昭和35年は606万戸あったそうです。それが27年には215万戸ということで、指数にすると36%というようなことのございます。

また、農家就業人口についても、1,454万人というものが、27年には209万人ということで、こちらのほうは14%というような指数になってございます。

ということで、非常に、裏返せば、農家の大型化が進んでいるというふうなことはありますけれども、今までの農業生産と申しますか、そういったものを維持していくのは非常に大変なことであるということと、それから農業というのは、経験値と申しますか、暗黙知というか、そういったものが多い。いわゆる職人芸と申しますか、農家のベテランの皆さんのテクニックというふうなものが、なかなかマニュアル化をされてないというふうな面があるということでもありますし、マニュアル化をされていても、微妙なところが篤農家と一般農家で大きな収量の差とか品質の差とかというようなものがあるというのは皆さんご存じのとおりであるということで、始めて何年かたっても、経験の浅い皆さんでも、篤農家と同じようなことができるようにならないかなというのが1つ、その背景にあるということでもあります。

いろいろなことが書いてありますが、スマート農業的なものというのは、そういう、そこに5つばかり書いてありますけれども、そんなようなことでもありますし、その中で、きょうはICTというふうなことに絞って話をさせていただきたいと思いますが、ちょっとICTって何ぞやというのが、ちょっと、すみません、めくっていただきますと、ICTの活用の現状と今後の展開方向って、これだけでは、そもそものICTって何ぞやっていう、先日も板花補佐と電話で話をしたときに、ICTって何、IOTと申しますか、そういうのは聞いたことがある。最近横文字が、インターネッ

トだとか、そういったものの関係で多くなってきたと思いますが、私も I C T ってよく説明ができないようなあれがありますが、I C T というのは、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーというようなことで、日本語に訳すと、情報通信技術というような訳し方をするようになります。言ってみれば、そういったことで、簡単に言うと、タブレットだとか、スマホだとか、そういったものを活用しながらやっていくというのが I C T、農業に限らず、話があるものでありますけれども、今現在、その現場でできる内容というのがありますけれども、経営の見える化、作業履歴の記録管理、こういったことが、今、現状でできることで、これからさらに今後の展開方向という中で農業経営をシミュレーション化できるシステムであるとか、それから農業機械とか労働力の統合管理システムだとか、さきちょっと話した、後段でお話しします G A P などに対応した生産工程の管理システムだとか、センシングによる、なかなかあれですけども、これも後で少し例が出てまいります。要は、いろいろなものとか、それから生育の予測システムとか、匠の技術の、匠のわざの形式知化ということですね。

生育予測のシステムについては、少し始まりつつあるといいいますか、県内でも始まりつつあるところはあります。これも後で、例はちょっと出していませんけれども、説明をさせていただきます。

すみません、めくっていただきますと、活用事例ということで、現場の事例があります。9 ページ目でございますが、愛知県の例が出ております。これ、施設栽培、園芸について、施設内にセンサー、いわゆる温度、湿度、二酸化炭素濃度、あと多分照度とか、そういったものも含めたものを観測して、それをクラウドといいいますか、インターネット上のデータベースのところに送って、それをどこからでも見られるようなものができるようになっていきますよということです。

こんな形で、これも最近実は始まったことではなくてと言うと怒られそうなんですけれども、10 数年前くらいから、10 年くらい前から、私が始めて見たのは、愛知のやっぱり施設だったんですけれども、トマトの生産法人さんだったんですが、その施設は、オランダから施設を導入しておりますして、ハウスはオランダから技術者を呼んで建てさせて、それで、その中の環境制御の装置みたいなもの、みんなオランダのものを使っておりまして、それだけじゃなくて、実は観測したデータをオランダのほうに送って、そっちで分析をして、送り返すというふうなものをやっておりました。日本ではできなかったというのが実際のところということですが、そういうふうなことがだんだん日本でもやれるような形になってきているということでございます。

すみません、めくっていただきますと、また事例が出ておりますが、これがトヨタのいわゆるトヨタ方式の生産改善方式を農業のほうにということ、何年か前から、一般で言うと豊作計画というふうに使われております。いよいよ試験段階が終わって、実用段階に来ている。試験はどこでやったかということ、愛知、それから石川でやっていた事例でございます。

前にもちょっと情報提供をいたしましたので、ご承知かもしれませんがけれども、長野県でも、長野県はまだ試験段階ということでございますけれども、松本市の神林のシオハラさんのところと、それから安曇野市のアサカワさん、それぞれ法人になっておりますけれども、その2軒の法人でこれを導入しております。

大規模農家向けのことなんですけれども、トヨタの改善方式といいますと、いわゆるかんぱん方式ですとか、5Sとか、そういったことがあるわけがありますけれども、トヨタの改善方式の中では、1人観察の人がずっと立って、それぞれの作業をする皆さんの動線ですとか、作業時間だとか、そういったものを全部記録をしながらやっていったわけなんですけれども、それに近いことも今、現場では行われております。

それと、一番大事なものは、それぞれの皆さんが作業の動線といいますか、それを記録していくということで、それをそれぞれスマホで記録をしていく。あるいは、GPSを使って、どういう圃場内の動き、あるいは圃場間の動きをしているかということ进行分析をしています。その分析をする中で、どういったことをやっていけば効率的に作業、あるいは経営ができるのかということをやっていくというようなことをやっております。当面、3年間、2戸の法人さんで実践をしてやっていただいて、その後、それぞれ県下各地にまた広げていこうというねらいでございます。

それにかかわるといいますか、トヨタのほうに支払うお金は、この3年間は県のほうで負担をしているということでございますし、うちの普及センターでも、2名がそれぞれ担当しておりますし、各普及センターでも、研修に参加するという形で参加を、手法を分析しております。

当初は、その研修内容を皆さんにもちょっとお伝えできればいいのかなと思ったんですが、研修内容をほかのところに伝えるのはまかりならんというようなトヨタの方針で、一番怖れているのは、不確かなことを一般に広げてしまうのはまずいということがあるようですけれども、そういったことで、ちょっと皆さんには内容についてまで細かいことをお知らせができないのはちょっと残念ですけれども、大まかに言えば、そんなような形でやっておるということでもあります。

すみません、11ページ目には、これ、ちょっと前の内容なんですけど、これも、これは国のホームページから拾ってきたといいますか、内容でございます。

愛知県の弥富市ですね。鍋八農産というものがあるんですが、そこと、あと幾つだったかな。石川の農業生産法人9社でやっている内容で、細かくいろいろ書いてありまして、試験段階で鍋八では育苗費で25%、労務費で5%のコストを削減できたよというような内容になっております。その中には、初年度が26年でありますから、多分3年間で、去年、28年までで終了しているというような内容であります。

なお、トヨタのこの改善の関係としますと、豊作計画を取り入れての後、ことしから北海道も取り入れているというような形になっております。

すみません、それとめくっていただきますと、もう一個、右側にF I J I



T S U というような英語のあれがありますが、食・農クラウド A k i s a i というふうに、ローマ字で書いてあるので、何とも言えないところがありますが、サービス体系というふうなことで出ておりますが、現場から経営まで企業的農業経営を実現するサービスの提供ということで、土地利用型、施設園芸、畜産をカバーする全体体系というふうなことでございます。

これは富士通のホームページから拾ってきた、だったと思いますけれども、やっぱり富士通が提案するといいますか、マネジメントをサポートする支援体制といいますか、サービスというふうなことで、おととしから、県でもモデル的な農家ということで、大規模農家において試験的に導入を始めているところでもあります。

これについては、松本地域では、それぞれ呼びかけをしたんですが、希望の農家の方がいらっしやらなかったということで、なかなか、やっぱり先ほど言ったような記録するといいますか、いうことがなかなか、農家というのは作業をしながらそんなものいじってられないんじゃないかとか、こういうようなこともあったりで、抵抗があってできなかったというようなことがあります。

すみません、ちょっと次のページ、13ページに行きますと、それぞれデータ、どんなことをやっているんだということが出ておりますけれども、先ほどのやつと、トヨタのやつにちょっと近い部分がありますけれども、作業データ、あるいは環境のデータ、生育データ、それぞれをモバイル端末であったり、センサーカメラであったり、それぞれの環境のセンサー、そういったものも含めてデータを集めていって、それを蓄積をしていって、分析をしていって、それぞれの農業経営の活用を生かしていくというような内容であります。

14ページ目に事例が出ておりますが、これも、残念ながら長野県というふうな感じは見えてきませんが、キャベツ、あるいは、これは稲作、それから果樹のミカンというようなことがあります。その次からまたデータ、すみません、それはそんな程度のあれなんです。15ページ目に調達マネジメント高度化というか、イオンアグリ創造ですね。ここでは、イオンアグリは、ご承知のとおりといいますか、直営農場が既に16といいますか、それとあと契約生産者が3,000というようなことになっているというふうなことで、今、随時それがまださらに拡大しているところがございます。長野県内には直営農場ございませんけれども、近くでは、たしか千葉県に直営農場があったかなというふうに思っております。そのところで、経営とか生産、品質、それをそれぞれ見える化をして、先ほども見える化、データを打ち込んでいくといいますか、していくという中で、そういったデータを蓄積化をして、安定生産をしていくというふうなことで、それが言ってみれば顧客といいますか、そういった皆さんにも見えていくようなものが目標になっていくということがあるということでございます。

それから、すみません、16ページ目のところに温室とクラウド、クラウドというのはインターネット上の記憶しているところというふうなことで

いただければいいと思うんですけども、P C、パソコンですとか携帯、あるいはさっき言ったような携帯端末といいますか、スマホですとか、そういったものからのリモート遠隔、そういった制御も可能になっていくという形になっております。何かくどくなってきましたけれども、蓄積したデータを活用していくということが可能になっていくということでもあります。

その日本初の施設園芸・複合環境制御システムの標準規格U E C Sというのがありますけれども、これは、その下に丸囲みになっておりますが、ユビキタス環境制御システムということで、共通の環境制御のものをやることによって、標準規格というのはいくつかということなんです、オランダのような集中管理に比べて、コストとか設置性とかメンテナンス性ですぐれるというようなところがあります。

それで、例えば暖房機は暖房機で制御ができるというふうなことです。あるいは、暖房機は暖房機、換気のシステムは換気のシステムで制御ができるということでもあります。

自宅とか事務所はもちろんですけれども、出先からも、旅行先からも見られるというようなことがあります。

一番施設なんかで問題になるといいますか、突然の事故で暖房機がとまったりとか、換気の窓が開かなかつたり、閉まらなかつたりというような、そういうことが往々にしてあるわけですけども、そういったときの素早い対応が可能になってくるというふうなことがありますし、複合的な環境制御ができるようになってくるということでもあります。

すみません、17ページのところに事例が出ております。

これもちょっと大分規模がでかいんですけども、熊本の例が出ておりますけれども、栽培面積50ヘクタール、550棟のハウスというようなことですので、非常に長野県ではちょっと施設的なものでは類を見ないような規模の農家さんであります、農家と言っていいのかわかりませんが、法人だと思っております、こういったことを利用をしながらやっているということで、A k i s a iで環境を制御することで、さらなる収量アップを期待しているというようなことではあります、なかなか規模が大き過ぎて、ちょっと見当がつかないなというふうに思います。

すみません、めくっていただきますと、18ページですが、これは長野県の畜産試験場のほうでも試験をしておりますけれども、牛の発情検知クラウド、牛歩と言うんですが、万歩計の歩数データを利用して発情時期を検知して、高い受精、人工受精については、小沢さんはずいとおられますけれども、発情時期というのは非常に大事でして、そのタイミングで受精が本当にきっちりできるかどうかというのがあります。手間賃ですとか精液もただじゃないので、といいますか、最近是非常に高い精液もありますので、それが非常に経営に与える影響というのは大きくなっているわけでありまして、さらに雌、雄の産み分けも活用できるというようなことでもあるということで、これについては、ほぼといいますか、実用化されているというところで、県内でも活用されているところでもあります。

それから、さっきちょっとつけ加えて、環境制御のといいますか、環境デ

一タを経営に生かすということで、実は二方向といいますか、民間とかでも今、試験を始めているところ、試験といいますか、実際にやり始めているところでもありますし、県でもやり始めているところなんです、ブドウの関係です。松本市内では残念ながらなくて、塩尻のほうで環境のデータをそれぞれ集積をしていって、病虫害の発生状況ですとか、それから収穫時期の問題ですとか、そういったものをしっかりつかんでいきたいと思います。というような試みが始まっております。

なかなか今までは圃場単位の気象データを使っていこうというようなことをやって、果樹についてはやっておられなかったというようなことがありますので、そういったことが始まっているということです。

ちなみにといいますか、稲の関係では、クroppナビと呼ばれているものが、今回のブドウのほうでも、県のほうで使うのはクroppナビなんです、日照時間、降水量、それから温度、それらをそれぞれ計測を圃場でしまして、いもち病の発生予察に使っていこうといいますか、実際に今、県下では100くらいの地点で観測をしております。それを通じて、先ほど収穫時期の話がちょっと生育状況のところに出ておりましたけれども、そういった予測を、圃場ごとに収穫時期の予測ができてというような施設をつくりつつあるというところでございます。

ICTについては、こんなところでお願いをしたいと思います。

次に、19ページからGAPの話であります。

GAPって何ですか。なかなか言い始めてから大分時間がたってきて、今まで余りメリットなかったよねというようなことで来たんですが、このごろニュースなんかで話題になっているので、皆さんもご承知でいるかとは思いますが、東京オリンピックの食材提供には、このGAPを取得していることが必要ですよというようなことで、東京オリンピックのところへ食材提供するというのは、またとないといいますか、非常に大きな宣伝になるというふうなことがありますので、それぞれで話題になってきているかと思えますし、県でも、GAPの取得に向けて推進していきましようというようなことで、さらに始まってきております。このあと二、三枚は、県のホームページから拾ってきたものであります。

GAPって何っていう、これもまた横文字でGood Agricultural Practiceというふうなことで、前は適正農業規範なんていうふうに言っていましたけれども、今は農業生産工程管理というふうなことで言われております。

そこに、真ん中の辺にありますあるべき姿と、それから現実といいますか、消費者側からは、特にそういったもの、あるいは一般的に言われている問題で、安全、そこには安心抜けていますけれども、安全・安心な農産物の供給、それから危険のない作業、それから豊かな自然の維持と、こんなようなことがあります。

ですけれども、日々、右にあるような問題が起こっております。防除器具の洗浄不足で、前やった農薬がそのまま機械、あるいは特に多いのはホースとかに残っていて、それをまた次のところへ行ってかけてしまう。そう

すると、前にやった作物には登録があるけれども、次の作物には登録がないというようなこともあるんですが、そうすると、その残留農薬基準に合わないというようなことが出てきて、最近是非常に残留農薬の検査も定期的に各都道府県の責任でやられております。

あんまり新聞ざたになるのは最近少なくなってきたんですが、新聞ざたになって、実は小さくなっているんですが、結構年に10数件というふうな事件といいますか、そういったことが起こっております。本当に意図的にやったという事例は多分少ないと思っております。そういったものが多くなっているかなということですし、検査の数が圧倒的に昔より多くなっているんで、明るみになる割合が高くなっているというのがあるかと思えます。

それから、燃料だとか農薬の流出とか、そういった事故も相変わらず起こっておりますし、トラクターだとか、そういう管理作業によります農作業中の死亡事故といったようなものも起こっているということでもあります。

その右側のほうを特に注目していただきたいんですけども、法律とか規則を守ること、悪い習慣をやめること、うっかりミスをなくすこと、そんなようなことをGAPを実践することによってやっていきましょうということでもあります。

すみません、20ページ目ですが、めくっていただきますと、GAPの関係でいろいろ出ております。メリットがありますかというふうなことがあります、なかなかこれの目に見えたメリットって、わかりにくいというふうなことがあります。

県内でも、先進事例で取り組んでいる皆さんは、それぞれやはりそれで、それによって顧客がふえたりだとか、あるいは単価が高くなる、特に単価の問題ですね。単価が高くなるということはないというふうに言っておりますけれども、従業員の皆さんの意識ですとか、安全管理とか、そういったもので特にメリットが出てくるというふうなことを言っておられる方が多いです。

すみません、その下のところはよしていただいて、21ページ目ですが、これからは国のホームページから拾ってきたものでございます。

経営改善効果が真ん中にございますけれども、一番多いのが、従業員の自主性の向上、それから販売先の信頼といいますか、営業しやすさというようなことがありますけれども、GAP取っているから、じゃ買ってあげるよというようなことはあんまりないような気がするんですが、先ほど冒頭で申し上げましたオリンピックの問題は別としまして、ただ、ないと、取っていないと取引しませんよというのがだんだんふえるような傾向にはあるということがあると思えます。

すみません、22ページ目に行っていただきますと、GAPに取り組もうというようなことで出ております。

基本は、整理整頓からというようなことと、それから記録というふうなことであります。その次に、チェック項目に従って農場内あるいは倉庫等を点検をしていくというようなことで、それでチェックをしていながら、

問題点はそのチェックに応じて見つかったところで、何らかの改善をしていきたいと思います。

取り組むときには、自分だけでやるのではなくて、専門家の指導とか、そういったものも必要ですよというようなことが書いてございます。

それから、23ページ目ですけれども、認証を取りましょうというふうなことが出ております。認証が必要になったら次のステップへということで、先ほども申しあげましたけれども、取引先からの要求、それから、あるいは東京オリンピック・パラリンピックに出したい、それから先ほどちょっと冒頭で話題になりましたけれども、輸出の問題もあります。輸出のときには、これらは必須になってくることが多いですので、そういったことがあると、取り組んでいかなければいけないということでもあります。

ちょっとそこら辺に書いてありますけれども、認証取得までに標準で半年から1年かかるよということですので、オリンピックに間に合わせようと思ったら、今から取り組んでいかないと間に合わないということになってくるということでございます。

それから、認証を取得する場合、一定の費用がかかるというようなことがあります。そこにあるJGAP、これで大体審査費用が10万円から、それから審査員旅費といったものがかかるということで、こんな程度はかかってしまうということがありますし、さらにコンサルタントをそういったところに利用すると、JGAPの場合は、大体二、三十万円くらいかかってくるというような内容であります。

さらに、GLOBALG・A・Pですが、これについては、特にヨーロッパで普及しておるわけですが、本部、運営主体はドイツにありまして、日本の審査会社が3社ほどあるんですが、審査費用が、ここが25万円から55万円というような幅が出ております。プラス、やはり審査員の旅費がかかります。

それから、コンサルタントを依頼する場合には、40万円から55万円程度というようなコンサルの費用がかかる。ただ、先ほどのJGAPもGLOBALG・A・Pも、コンサルタントは必須というようなことではないということでございます。

認証の関係で、パラリンピック、オリンピックの場合は、両方とJGAPあるいはGLOBALG・A・Pを取ることが必要になってくるよということで、あとほかのやつは三角くらいになっているというようなことで、場合によると、ですから海外に打って出ようという場合には、かなりの頻度で要求されるというようなことは聞いてございます。

団体認証に取り組むというふうなことで、個々の生産者の費用が少し軽減されるというようなことで、できるだけ団体認証を取りましょうよというような形で出ています。

詳しいことはといたしますか、そこにありますけれども、団体で取ったほうが、若干といたしますか、場合によると、何かこれ見ると、個人のほうが安くなる場合もあるんじゃないかなというふうに思ってしまうんですが、ほぼほぼ団体認証のほうが安くなるというふうなことであります。でも、こ

のくらいはかかってしまうということを承知おきをいただければと思います。

先行事例というふうなことで、24ページ目にありますので、見ていただければと思います。

ここには、これ、国のほうのデータなので出ていませんが、長野県のほうで取られている事例では、レタスの生産なんかで有名なといいますか、若い人たちの育成で有名なトップリバーが取っておりますし、あるいは小諸のイチゴ生産法人の小諸の布引いちご園がたしかGAPを取っておられるかと思えます。

松本の管内では、認証に向けてやっていきたいという動きは、松本市内の法人さんでも一部出始めているところということで、まだ本格的に取った事例はございません。

そんなようなことで、すみません、ちょうど大体30分ぐらいになったので、以上で私のちょっとつたない説明でしたけれども、お願いしたい。

すみません、GAPのチェックシートの例が一番最後に、チェックシートの例がございますので、ご参考にしていただければと思います。

GAP取らなくても、こういったものは少しチェックをしてやっていただければいいのかなんていうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、もう一点、すみません。1枚ぺらで、平成29年度の信州農業MBA研修受講生募集というのがございます。ちょうど募集が始まったところで、8月31日までが締め切りになっております。例年松本から1名ないし2名の受講者出ておるところでございますけれども、ぜひ受けさせたいという方がいらっしゃいましたら、私どものほうにご紹介いただければと思います。若干受講料がかかるというふうなことがございますけれども、よろしく願いしたいと思います。

すみません、以上でございます。

議 長

どうも西嶋補佐、ありがとうございます。

続いて、事務局から連絡事項がございますので、お願いします。

小西補佐。

小西局長補佐

私のほうから数点お願いします。

最初に、きょうの配付物ですが、3点確認をお願いします。

1番目に、農業会議だより、これ、長野県農業会議から送られてきましたので、配付いたしました。

あと、松本市農政概要、農政課で作成しました各事業の概要や実績等載っておりますので、参考にしてください。

あと、農業委員会業務必携、農業会議のほうから送られてきました。業務の参考としていただければと思います。

続きまして、先月の定例会でご案内いたしました松本市農林業功労者表彰者の申請についてですが、もし推薦があれば、本日締め切りとなっております。

ますので、定例会終了後、私のほうまでお願いいたします。

次に、第2回長野県農業委員会大会における要請事項及び講演内容についてということで、議案と一緒にご案内してあります。もし要請事項等ありましたら、8月4日までに提出をお願いいたします。

農業委員会の国内視察研修の予定についてでございますけれども、当初計画、8月下旬ぐらいまでに行うということでしたが、ことし、シンポジウムもあったこと、また夏場お忙しい委員さんが毎年参加できないというようなことがないようにということで、11月ごろを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、日程の確認です。8月3日木曜日、10時から新体制検討委員会、8月7日、10時から市長意見書検討委員会、8月9日水曜日、15時半から農業委員会だより編集委員会を予定しておりますので、委員の皆さん、よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

議長 このほか委員の皆様から何かありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
以上で本日用意をいたしました事項は全て終了いたしました。  
皆さんの協力によりまして議事が進行できました。ありがとうございました。  
議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 48番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 2番 \_\_\_\_\_

平成29年7月

# 農地部会議事録

松本市農業委員会



平成29年7月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成29年7月31日（月）午後3時03分から午後4時45分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 18人 1番 森田 大樹  
2番 青木 秀夫  
3番 上條萬壽登  
4番 赤羽 隆男  
5番 上條 陽一  
6番 上條英一郎  
7番 塩原 忠  
8番 太田 辰男  
10番 岡村 時則  
11番 伊藤 修平  
12番 上條 信  
13番 百瀬 道雄  
14番 菅野 訓芳  
16番 小沢 和子  
17番 古沢 明子  
18番 柳澤 元吉  
19番 丸山 敏郎  
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 2人 9番 柿澤 潔  
15番 上條信太郎
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命  
〔議事録署名委員〕 8番 太田 辰男 委員  
10番 岡村 時則 委員  
〔書記〕 農業委員会事務局係長 齋藤 信幸
- 9 議 事

(1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件  
議案第48号～52号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件  
議案第53号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件  
議案第54号～59号
- (エ) 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件  
議案第60号
- (オ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
議案第61号
- (カ) 農用地利用集積計画の決定の件  
議案第62号
- (キ) 農用地利用配分計画案の承認の件  
議案第63号

(2) 報告事項

- (ア) 非農地証明の交付状況の件
- (イ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (ウ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (エ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (オ) 農地法第5条の規定による届出の件
- (カ) 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
			係 長	齋藤 信幸
		〃	主 査	長田由紀子
		〃	〃	大内 直樹
		〃	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 事	古田 和之

11 会議の概要

議 長

それでは、議事に入ります。

議案番号第48号から52号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、5件につきまして上程いたします。

事務局から一括説明を求めます。

大内主査、お願いいたします。

大内主査

それでは、議案書の2ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請の件です。

議案番号第48号、今井にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します今井〇〇〇〇-〇、地目、台帳・畑外1筆、合計2筆、101.02平米を同じく

今井にお住まいの〇〇〇〇さんが農業経営規模拡大のため、許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第49号、双葉にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します中山〇〇〇〇-〇、地目、台帳・畑外2筆、合計3筆、合わせて1,067平米を中山にお住まいの〇〇〇〇さんが農地保全のため、許可後、所有権移転するものです。

続きまして、議案番号第50号、栃木県にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します中山〇〇〇〇-〇の〇、地目、台帳・畑、449平米、1筆を中山にお住まいの〇〇〇〇さんが農業経営規模拡大のため、許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第51号、練馬区にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します里山辺〇〇〇〇-〇、地目、台帳・畑、125平米、1筆を里山辺にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが農地保全のため、許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第52号、岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが所有します岡田松岡〇〇〇-〇、地目、台帳・畑、1,452平米、1筆を同じく岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇さんが農地保全のため、交換により許可後、所有権移転をするものです。

これらの件につきましては、許可要件を全て満たしていることもあわせて申し上げます。

以上5件です。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案番号第48号について、地元の農業委員さんの意見をお願いいたしますということで、今井でございますので、上條英一郎委員さん、お願いいたします。

上條（英）委員 〇〇さんという方は、新規就農者として今井に定住しまして、それで規模拡大しながら農業を行っております。売主の〇〇〇〇さん、この方はサラリーマンでして、今、宅地内に建物があったんですが、そこから出て、〇〇〇〇さんは違うところへ家を建てまして、その宅地を買い取りまして、〇〇さんが家を建てると。その間に100平米ばかり農地があるんですが、それをせんぜとして〇〇さんが使いたいと。現在は、大きなもみじがありましたが、既に根回しして動かし、農地として使うようになっておりましたので承認をしたいと思います。

以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。

議案番号第48号について、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。それでは、続きまして、議案番号49号でございます。中山でございます。太田委員さん、地元の意見をお願いいたします。

太田委員 売主の〇〇さんは、以前この3筆の畑の西側に自宅がございまして、そこに住んでいたわけですが、今は双葉に住んでおりまして、その畑を耕作する人がいないということで、以前住んでいたそのすぐ上の〇〇さんに土地を管理して、荒れないようにしていただくということだそうです。この土地は、〇〇さんの前住んでいた家もしくは〇〇さんのところしか入ることができない土地なので、農地も荒れないように保全していくということで、承認をしたいと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第49号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号50号でございますが、これも中山でございます。太田委員さん、お願いいたします。

太田委員 栃木県に住んでいる〇〇〇〇さんですが、財産処分ということで、中山に住んでいる〇〇さんにその土地を売りたいということです。私もそこへ行って見たんですが、いろいろな木が生えていたんですが、〇〇さんがその土地を、正常な状態へ戻して管理をしてくれるということだもんですから、承認したいと思っています。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第50号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものといたします。  
続きまして、議案番号第51号でございます。里山辺でございますので、百瀬委員さん、お願いいたします。

百瀬(文)委員 26日に里山辺の上内委員さんと一緒に見てきましたけれども、お売りしたのは〇〇さんという方で、〇〇〇に住んでおられまして、買われる方が、申請農地の前の家に住んでいるため、農地も管理することになったと思います。管理するには最適な人じゃないかと思っておりますので、承認をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第51号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第52号でございます。岡田でございます。岡村委員さん、お願いいたします。

岡村委員 申請地は、少年刑務所の北のところですか。ここは今、〇〇さんが持っている土地を、この〇〇さんの家はすぐ西隣がこの場所になりまして、家からすぐ近いということで、農地を交換してもらいたいと。〇〇さんの土地は、またさらに西、地続きで西側になるわけですが、ちょうど〇〇さんと〇〇さんが交換することによって、〇〇さんは家のすぐ隣と、西隣と、地続きになるということで、お願いしたいということでもあります。

議長 それでは、他の委員で本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第52号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件も原案どおり許可するものと決定いたします。それでは、続きまして、議案番号第53号でございます。農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件につきまして上程いたします。事務局から一括説明をお願いいたします。長田主査、お願いいたします。

長田主査 それでは、議案3ページをお願いします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。  
議案番号第53号、笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが笹賀〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、177平米外4筆に貸し駐車場を新設する申請です。貸し駐車場につきましては、借受者が特定されている場合に認められるもので、今回は近隣の2事業所に貸借契約に基づき貸し付けるものです。白地農地です。農地区分につきましては、宅地、道路等に囲まれた広がりがない農地に該当しますので、第2種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法第4条第6項2号、位置的代替性のない場合に該当しますので、問題ないと考えます。  
また、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。  
以上、1件、5筆、569.76平米になります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案番号第53号につきまして、地元の委員の意見を伺いますということでございますが、笹賀でございますので、私のほうからご報告いたします。  
場所は、信州スカイパークのドームの入り口といたしますか、その道を100メートルくらい南のほうへ上がった朝日街道の街道沿いでございます。そこに、〇〇〇〇〇〇がございまして、その南側を入った奥、今、そこに写真がございまして、それからもっと手前に、四、五メートルぐらい東の奥に入りますと、急な土手になっていまして、もうこの辺一帯は空港東地区といたしますか、街道端の新興住宅地や工場などございまして、周りが開発されておりますから、もう農業振興するところじゃなく仕方ないかなというふうに見てまいりました。  
以上でございます。

それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いします。今回は伊藤修平委員と、菅野訓芳委員のお二人でございますので、どちらか。お願いいたします。

菅野委員

この場所は、ただいま事務局の説明、また部会長さんの言っておられましたとおり、周りが住宅になっていまして、東側のほうは羽場上ということで、大きな羽場になっております。伊藤委員と一緒にやってきたわけですが、何ら問題はないと、判断をさせていただきました。

議長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第53号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして、議案番号第54号から59号までの農地法第5条の規定による許可申請承認の件、6件につきまして上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明を求めます。  
長田主査、阪本技師、お願いいたします。

長田主査

それでは、議案書の4ページ、お願いします。  
農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。  
まず、議案番号第54号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します島内〇〇〇〇ー〇、地目、台帳・田、現況・畑、187平米に梓川倭にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、JR島高松駅から500メートル以内に該当しますので、第2種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法第5条第2項2号、位置的代替性のない場合に該当しますので、問題ないと考えます。  
続きまして、議案番号第55号、〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します笹賀〇〇〇〇ー〇、地目、台帳、現況ともに畑、691平米に笹賀にあります〇〇〇〇〇〇〇が駐車場を新設する申請です。所有権移転を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、菅野小学校、中学校から500メートル以内にあり、幅員4メートル以上、上下水道埋設道路に接しているため、第3種農地と判断しました。立地基準につきましては、3種のため許可案件となります。

続きまして、議案番号第56号、神林にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します笹賀〇〇〇〇ー〇、地目、台帳、現況ともに畑、452平米及び神林にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します笹賀〇〇〇〇ー〇、地目、台帳、現況ともに畑、487平米、合計939平米に塩尻市にお住まいの〇〇〇〇さんが事務所及び駐車場を新築する申請です。所有権移転を行います。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、菅野小学校及びいぬい歯科医院から500メートル以内にあり、幅員4メートル以上、上下水道埋設道路に接しているため、第3種農地と判断しました。立地基準につきましては、3種農地のため許可案件となります。

続きまして、議案番号第57号、笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します笹賀〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに畑、261平米外5筆、合計6筆、783平米に宮渕にあります〇〇〇〇〇〇〇〇が建売住宅2区画を新築する申請です。所有権移転を行います。都計法第29条許可申請中です。隣接する雑種地と一体利用し、全体面積は923平米となります。白地の農地です。農地区分につきましては、宅地、道路等に囲まれた広がりのない農地に該当しますので、第2種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法第5条第2項2号、位置的代替性のない場合に該当しますので、問題ないと判断します。

## 阪本技師

それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案番号第58号、寿にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します寿豊丘〇〇〇〇ー〇、地目、台帳・田、現況・畑、181平米に島内にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、松本市役所寿出張所から300メートル以内に位置しており、上下水道埋設道路であり、第3種農地であるため、原則許可となります。

続きまして、議案番号第59号、寿小赤にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します内田〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに畑、780平米に梓川にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が重度障害者ケアホームを新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法施行規則35条5項、既存施設の拡張で、拡張面積が既存敷地面積の2分の1を超えないものに該当しますので、問題ないと考えます。

以上、転用目的を達成する確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、6件、12筆、3,561平米になります。よろしくをお願いいたします。

## 議長

それでは、1議案ずつ審査していきたいと思っております。

では、最初に議案番号第54号でございます。地元の委員さんの意見をお伺いしたいと思います。島内でございます。菅野委員さん、お願いいたし



ます。

**菅野委員**           この〇〇さんですが、農家の跡取りということで、一般住宅をここへ建てるわけです。北側、西側にも住宅がありまして、農業には別に支障がないということで、いいんじゃないかと思っております。

**議 長**            それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いいたします。  
伊藤委員さん、お願いいたします。

**伊藤委員**           今、菅野委員さんがお話ししたとおり、親子の関係ということで、現在、お父さんのうちが建たっていて、その北側になるのかな。南側か。南側に農地がございまして、そこへ建てると。周りは住宅ということで、農地には適さないと判断をいたしました。

**議 長**            それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

**議 長**            ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第54号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

**議 長**            全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして、議案番号第55号でございます。笹賀でございますので、私のほうから説明申し上げます。  
借り手のほうでございますが、〇〇〇〇と言いまして、菅野中学校の前に松本市飛行場線の、通常朝日街道がございまして、その菅野中学校の東側でございますが、そこでもう長年〇〇〇を営んでいる方ございまして、今回、いろいろ設備等の増強をしたいということで、今まで駐車場だったところへ設備機械を設置するというので、駐車場の敷地が無くなってしまふ為、そのすぐ奥のところを駐車場にしたいということでございまして、もうあの辺は大変地面が悪くて、トラクターの刃がすぐ減ってしまうとか、そういう石間の大変なすごいところございまして、そういう意味では、もう農業に適した土地ではないと私は見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。  
それでは、現地調査をしていただきました委員さん、伊藤委員さん、お願いいたします。

伊藤委員 今、部会長が言ったように、フェンスの手前側のほうが、いわゆる資材置き場というか駐車場みたいな形、その右側が大きな工場になっているわけですが、そのフェンスのちょうど切れているところが細い道路がございまして、そこと、今、フェンスがあるところを進入路として使うということで、部会長が言うようにあんまり良いところじゃないというような感じを受けましたし、農業振興するにしましては、ちょっと大変かなというようなことで判断してきました。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

はい。

青木委員 ここを見ると、えらいきれいになっていますけれども、住所を見ると、遠くの方ですが、誰が管理、手入れをしているというか。

議長 たまに帰ってきていると言ったがね。

青木委員 ご本人がやっていたんですかね。

長田主査 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

長田主査 すみません、誰が管理していたかどうかまでは、把握はしていませんが、少なくとも利用権等の設定はしておりませんで、本人が管理をしている形上にはなっていました。

青木委員 本人が時々来てやっていたということですかね。

議長 いいですかね。  
ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第55号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして、議案番号第56号でございます。これも笹賀でご

ございますので、私のほうから説明したいと思います。

場所は、菅野中学校というのがございまして、その西隣に菅野小学校がございまして、その菅野小学校の正門からちょっと北へ行ったところに西のほうへ入っていく道がございまして、その道、50メートルも行かないと思いますが、そこにはございまして、もうこの辺は、昔、戦前でいきますと、やっぱり旧陸軍の飛行場があったところではございまして、それで、戦後、開拓して、今のようになっております。大きさはさまざまございまして、これは何かやけに幅が狭くて奥が長いような、そういう畑でございまして、それで東隣がもう家だとか駐車場がございまして、それで今の右隣はソーラー発電のパネルがあると思います。発電所になっている場所ですので仕方がないだろうというふうに見てまいりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、現地調査をしていただきました委員さんどちらかに。

伊藤委員

部会長言ったように、向かって右側がソーラー発電でやられているところで、左側は住宅。どっちかというところ、住宅が非常に多いわけです。写真の一番この手前に道路があって、その北側は一面の農業地帯ということで、まるっきり道路を挟んでさま変わりというようなところでございまして、

いずれにしても、細長い奥まったところで、仕方がないと思いますので、お願いいたします。

議長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

はい。

上條（萬）委員

この〇〇さんと言うだけいね。

長田主査

〇〇さんです。

上條（萬）委員

〇〇さんは、事務所ってなっているけれども、何をやっている方なのか。それと、もう一つ、この〇〇さんは、宅地、住宅は他に持っているのかどうかですが。

議長

お願いいたします。

長田主査

〇〇さんの住宅をここに建てるということではないです。

上條（萬）委員

別に持っているということだよ。

長田主査

仕事の事務所と駐車場のみになりますので。

議長

これ、〇〇〇だね。

長田主査 結構いろいろやっぺいらっしやる。大型機械とか、そういった建設関係で  
すかね。そういったところをやっているようです。なので、ここに主に置  
くのは、従業員の車と大型重機、小型重機等になっております。

議 長 いいですか。

上條（萬）委員 いいです。ありがとうございます。

議 長 それでは、ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第56号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙  
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして、議案番号57号でございます。これも笹賀でござ  
いますので、私のほうから。

場所は、農地法の第4条のときお話ししたとおりでございまして、スカイ  
パークから100メートルくらい南のほうに朝日街道を上ったところ  
です。真ん中はまだ農業をやっており、花をつくってということで、その南  
側でございますが、先ほど申し上げたとおり、石間でございますし、それ  
からもう周りがほとんど事業所だとか宅地に囲まれた中でございますので、  
農業振興するところじゃないように見てまいりました。お願いいたします。

それでは、現地調査をしていただいた委員さんの意見ということで、菅野  
委員さん、お願いいたします。

菅野委員 今、部会長がおっしゃったように、周りは住宅に囲まれておりまして、こ  
こへ今度、建売住宅をつくるわけですが、真ん中の部分のところの一部畑  
が残るわけですけれども、それは地主が自分で管理をするということ  
なので、何ら別に問題はないと判断いたしましたので、お願いします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました  
ら、お願いいたします。  
上條委員さん。

上條（信）委員 建築面積が162平米で、許可面積が783平米、そういう基準というの  
は別にないわけ。

議 長 はい、どうぞ。

長田主査 建築基準法についてはわかりかねますが、一応農地法としては、実際の農地が無駄にあいていれば、当然指摘はあります。ただ、今回のこの申請につきましては、なぜその面積があるかという、通路の部分が実は非常に長く入り口から入ってしまっていて、その部分が結構占めていて、今回面積が実際の建築面積より大き目に設定されているかなというふうに思います。

上條（信）委員 そうというのは、何倍までいいとか、そういう基準というのではないわね。

長田主査 農地法的にはないですし、実際に建築基準のほうで聞く限りでは、最低面積が200平米というのはよく聞くんですけども、上については、特にそこまで私のほうでは聞いてないので、これはちょっとやはり別の法律なので、何とも言えないです。

上條（信）委員 いや、農地法のほうの関係はないわね。

長田主査 はい。農地法での判断により、必要以上にあいている面積は確認されませんでした。

議 長 よろしいですか。

青木委員 この写真で見ると、通路が長いというお話ですが、こちらのほうはどこまで長くて、この畑のほうへ行くと、今度地主がこれ、同じ方ですかね。それで、畑をこのままやるということ。

議 長 手前が、先ほどの4条申請地。

長田主査 これで説明させていただきます。すみません。  
今回、この上の部分が4条になります。先ほど言った駐車場の部分、ここが空港線になります。このところに今回の建て売りになりまして、この接道をとるために、どうしてもこの通路が必要というふうなことになると思います。実際の通路はここまでとるような形になりまして、ここに二区画というような形になります。  
この真ん中につきましては、ここが地主の農地で、地主の農地は引き続き作付けをしたいということです。

青木委員 地主は、道路から入っていくのか。

長田主査 地主はこちらに家があります。

青木委員                    そこから入れるということだね、分かりました。

議 長                        それでは、ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議 長                        それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第57号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙  
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長                        全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第58号でございます。寿でございますので、上條  
萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條（萬）委員            寿の出張所から西へ、300メートル、それから旧JAの寿支所から東へ  
200メートルぐらいのところですが、今写真に写っているところは、手  
前に今のこの〇〇さん、お父さんの住宅地がありまして、北と西に道路が  
あった角の家のところ。お父さんの家が道端にあって、その敷地の奥  
が田んぼになっていたというところでもあります。もう周りは、道路に囲ま  
れて、南と東は宅地に囲まれたところですので問題ないと思います。  
以上です。

議 長                        それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。

菅野委員                    今、上條委員が言われたとおり、周りが宅地になっていますし、別に農業  
上に支障はないので、いいんではないかなと、判断させていただきました。

議 長                        それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました  
ら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長                        それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第58号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙  
手を求めます。

[全員挙手]

議 長                        全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第59号でございます。これも内田でございますの

で、上條委員さん、お願いいたします。

**上條（萬）委員** 内田の伊藤委員と見てまいりましたけれども、ちょうどこの入っていく道がないんですよね、ここは。

その右側に写っている2軒は、宅地で貸し家になっていますけれども、1軒は空き家で、1軒は今、借りていくようですけれども、ここへ入っていく道がないんですよね。この今の写真の宅地のちょっと手前のところが、この百瀬さんの宅地があるんで、その宅地を使って入っていくと思うんですが、この写真の右側にもう一棟建たっています。進入路が広くつくってありますので、それから入って行って、今の宅地を通してここへ車が入るというような状況になるかと思っておりますので、別に周りに支障はないと思いますので、お願いしたいと思っております。

**議 長** それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。伊藤委員さん、お願いいたします。

**伊藤委員** 今、上條委員さんが言われたように、進入路がないというようなことで、今ある建物が右側の手前、写真の右側の手前にあるんですが、そこから入っていくというような形になります。

いずれにしても、こういう施設ですし、やむを得ないんじゃないかと思っておりますので、お願いいたします。

**議 長** それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

はい、青木委員。

**青木委員** すみません、これ、進入路がないとおっしゃっていたんですけれども、なくても、これ、許可になる。

**議 長** はい、どうぞ。

**長田主査** 同時に進入路の部分を確認した上で、ここの申請になっていますので、問題ないです。

**議 長** いいですかね。

**青木委員** はい。

**議 長** ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第59号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。

上條（信）委員 ちょっと申しわけないですが、3条の譲渡人、譲受人の各欄が5条の反対になっているのは、これは何か意味があるわけかい。

長田主査 特に意味はないです。慣例でなっているだけですので、改善は幾らでもできますので、大丈夫です。

議長 いいですかね。  
それでは、ほかにございましたら。いいですか。

[質問、意見なし]

議長 続きまして、議案番号第60号、相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件につきまして上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
大内主査、お願いいたします。

大内主査 それでは、議案書の6ページをごらんください。  
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件です。  
議案番号第60号です。相続人は、宮渕にお住まいの〇〇〇〇さんです。  
特例を受ける農地ですが、宮渕本村〇〇〇-〇、地目、畑、362平米外5筆、合計6筆、1,871.86平米につきまして、適格者の承認を受けるものです。  
以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案番号60号について、現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いしますということで、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 〇〇さんのお宅のすぐ近く、前といいますか、自宅があって、その隣に実家があって、その南側に畑があります。これが畑と書いてあります。こちらのほうはキュウリがつくられておりました、お話を伺いますと、あと2年くらいで定年になるということで、定年になったら、奥さんと一緒に農業、この畑、田んぼをやるといってお話を伺ってまいりました。  
ということで、特に問題ないと思ってまいりました。



議長 それでは、他の委員で本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、  
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第60号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を  
求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、議案番号第61号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願  
いの件、1件につきまして上程いたします。  
事務局から説明を求めます。  
大内主査、お願いいたします。

大内主査 それでは、議案書の7ページをごらんください。  
引き続き農業経営を行っている証明願承認の件です。  
議案番号第61号です。大村にお住まいの〇〇〇〇さんが大村〇〇〇、地  
目、田、3, 017平米外5筆、合計6筆、9, 885平米につきまして  
承認を受けるものです。  
なお、〇〇さんの相続税の納税猶予は平成25年11月22日から開始を  
しています。  
以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案番号第61号につきまして、現地調査をしていただきました  
委員さん、岡村委員さん、お願いいたします。

岡村委員 去る7月28日に〇〇委員さんと同行して確認してきました。場所は、大  
村の〇〇〇の西隣になります。田んぼにつきましては、水稻を2枚つくら  
れておりますし、それから〇〇〇の畑につきましては、ネギを一面つくっ  
ておられました。一本ねぎですね。それから、〇〇〇-〇ですが、ブドウ  
園をやっておりまして、一面ブドウ園ですね。〇〇〇におきましては、  
キュウリ、トマト、ナス、こういったものをつくっていました。それから、  
〇〇〇〇につきましてはバレイショを、収穫後ですけれども、つくられた  
ということで、立派にちゃんと管理されております。  
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありまし  
たら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第61号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして報告事項に入ります。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
大内主査、お願いいたします。

大内主査 それでは、議案8ページからの報告事項です。全て書類等完備しておりましたので、事務局長専決事項により処理しましたので、よろしく申し上げます。

8ページ、(1)非農地証明の交付状況の件、2件です。9ページ、(2)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、3件です。10ページから11ページ、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出、14件です。12ページ、(4)農地法第4条の規定による届出受理の件、5件です。13ページから15ページ、(5)農地法第5条の規定による届出受理の件、14件です。16ページ、(6)農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2軒です。農業用施設の届出の内容につきましては、後ほど担当から説明申し上げます。

以上報告します。よろしく申し上げます。

阪本技師 それでは、16ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出でございます。

受付番号4号、洞にお住まいの〇〇〇〇さんが洞〇〇〇、地目、台帳、現況ともに田、200平米のうち188.41平米に農業用施設1棟を建設する届け出です。経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は3万8,327平米です。白地の農地です。

続きまして、受付番号5号、和田にお住まいの〇〇〇〇さんが和田〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに田、138平米の102.97平米に農業用施設1棟を建設する届け出です。経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は1万1,306平米です。白地の農地です。

以上、2件、2筆、290.38平米でございます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまの報告について質問等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ないようでございますので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご了解いただいたと存じます。

それでは、しばらく休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

議長

それでは、議事を再開いたします。

それでは、続きまして、議案書の別冊をご覧ください、議案番号第62号、農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容の報告をお願いいたします。

板花補佐

審査報告に入る前に、1点訂正をお願いしたい箇所がございます。

議案書2ページの番号でいきますと17番のところでございます。〇〇さんと〇〇さんの関係でございますけれども、〇〇さんは新規就農者ということでございます。そこ〇〇さんの作物名、「水稻」となっておりますけれども、「野菜」にご訂正をいただきたいということでございます。

その理由でございます。利用権設定の書類が先に上がってまいりましたが、その書類、空欄だったということで、地目から水稻と判断しておりました。その後、新規就農届出書が上がってきて、野菜と判明したということで、議案の訂正をお願いしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長

それでは、田中部会長お願いいたします。

田中農業振興部会長 振興部会、審議継続中ですので、私、田中のみ参りましたので、お許し願いたいと思います。

先ほど開催されました農業振興部会において、議案第62号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

別冊の6ページをごらんください。

一般分については、22筆、3万4,064平米で、内訳は、貸し付け13人、借り入れが9人でありました。円滑化事業分は、105筆、16万6,821平米で、内訳は、貸し付けが54人、借り入れが38人でありました。経営移譲は、2筆、1,958平米でありました。利用権の移転は、2筆、6,422平米でありました。所有権の移転は、6筆、9,714平米でありました。第18条2項6号関係は、2筆、5,221平米

でありました。中間管理権の設定は、6筆、1万2,931平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農業振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約をいたします。

議案番号第62号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案番号第63号、農用地利用配分計画案の承認の件について上程いたします。

本件は農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により承認するものでございます。

農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 同じく農業振興部会において、議案第63号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

別冊7ページをごらんください。

農用地利用配分については、6筆、1万2,931平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農業振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第63号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認いたしました。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

それでは、続きましてその他について、事務局から説明をお願いいたします。

阪本技師お願いいたします。

## 阪本技師

それでは、その他の事項でございます。

来月の日程につきまして、ご確認をお願いしたいと思います。

来月の部会につきましては、8月31日木曜日、午後3時から、場所は第2委員会室でございます。

次回の農地転用の現地調査は、8月21日月曜日を予定しております。農地転用の現地調査の委員さんにつきましては、9番の柿澤潔委員さん、12番の上條信委員さんです。柿澤委員さんは今回大丈夫ということでお話を伺っておりますが、上條信委員さん、大丈夫ですか。

それでは、お二人によろしくをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

## 齋藤係長

すみません、続いてその他で私のほうから。

先ほどの定例会でも申し上げましたが、今年度の別段面積の設定ということで、昨年度に引き続き、現在、農地利用状況調査をやっているところですが、その結果により昨年設定した農地に加えて設定するものについて、農地部会で協議をしていきたいと考えております。

今のところ考えている日程ですけれども、9月末で利用状況調査の結果がでる予定ですので、10月の農地部会でまとめたものから協議事項にかけたいと思います。まず1回目は10月の部会の協議事項に上げたいと思います。

昨年度は、対象地の見分けといたしますか、設定基準を協議し、一定の基準を設けていますので、今年度からは筆ごと、場合によっては、地元の委員さんに説明をしていただきながら、設定基準にてらしあわせながら対象地を判断、協議をしていきたいと思います。

翌11月に役員会と定例会に、部会で協議したものをかけていき、12月の農地部会で、最終決定をしていくというように考えています。それが1回目です。

その後、10月に積み残した分を、今度は年明けの1月の部会の協議事項にかけて、2月の定例会を経て、3月の農地部会の議案で決定するというような、年に2回で、今年度は考えております。

主に昨年は、中山間地に隣接するようなところを別段面積で設定していますので、今年度は、そこから面的に広げていく部分が主になるかと思えますし、先ほどの定例会でもお願いしましたが、農業委員さんが農地の売り手、買い手より相談を受けた際に、経営面積が足りないケースや農家資格がないケースがでた場合、別段面積で設定できないか判断するものについても、まず協議を行おうと考えております。特に空き家付き農地についても、1筆ごと部会で協議して、判断していきたいと思っておりますので、利用状況調査であげるもの、あと個々に相談されているものなど、別段に設定できるかどうか事務局と調整をお願いします。

別段面積の件は以上です。

あと、先ほど上條委員さんのほうから質問がありましたけれども、転用面積

について再確認をお願いします。

委員の質問のとおり、今までは一般住宅は500平米以内、農家住宅につきましては1,000平米以内でしたが、今年の4月からこの面積が撤廃されておりますが、農業委員会としては、今まで同様、必要面積しか転用できませんという回答をしております。

必要面積の判断については、配置図、計画内容や他部署との調整により案件毎に判断していきます。

あと接道の関係ですが、あくまでも、農業委員会は、接道があろうが、なかろうが、申請農地が目的の転用ができるかどうかという判断ですので、接道の判断については、担当課での判断になりますのでお願いします。

但し、接道個所も転用申請地に含むと言うことになりますと、その接道が宅地面積に加えるか、加えないかと言う判断になります。面積制限があったときには、県と調整して判断しておりましたが、現在は、申請する接道も含めて必要面積かどうか判断しておりますので、委員さんが相談を受けた際は、必要な面積ならば、と言うことで相談を受けていただければと思います。

以上です。

**議 長** それじゃ、あれだね。今まで農家住宅は1反歩以内というのは、もう撤廃ということだね。

**上條（信）委員** ちょっと教えてくれる。

**議 長** はい、どうぞ。

**上條（信）委員** 農家住宅で1反歩オーケー。今、上限の撤廃になったんで、1反歩半でも、自分の農地が1町歩か2町歩あれば転用できるんだけど、それ、しばらくしてから分筆して売るっていうことはできるの。

**齋藤係長** 結局、今の法律での判断では、都市計画で調整区域内に設定してあるかどうかになると思います。旧市だと46年、梓川だと22年、波田だと26年。要は、線引き前から、宅地だったというものについては、私の土地を委員さんが買って、開発できると思います。ただし、地目が宅地ならば農地法の制限はありませんので、売り買いの前に担当課で確認していただきたいと思いますし、そこが農地であれば、農業委員会としては、農地法の基準にあてはめての判断、開発が伴えば開発に係る担当課の判断をするものです。

**議 長** 他に何かありましたら。

**上條（信）委員** 違う話だけれども、ここでいつも振興部会長が報告するけど、いつも筆数から言うんだよね。これ、順番が、さっきの話じゃないけれども、譲受人

とか逆に書いちゃいけないのか。

この順番で、いつも筆数22筆、面積、貸し付け何人って言う。それを筆数、面積、そういう書き方というのはだめなの。

齋藤係長 利用権の関係については、農政課へ要望ということで話をします。

議 長 はい。

阪本技師 様式は、変えることはできると思います。

齋藤係長 先ほどの3条の様式も含めて、ご意見をいただきましたので、内部で検討させていただいて、分かりやすい様式になるように改善をしたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますかね。

[質問、意見なし]

議 長 ないようでございますので、ここで閉めさせていただきます。  
農地転用の現地調査に行ってください柿澤委員さん、上條信委員さん、  
よろしくお願ひいたします。ご苦労さまでございます。  
それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。  
議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 8 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 10 番 \_\_\_\_\_

平成29年7月

# 農業振興部会議事録

松本市農業委員会



平成29年7月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成29年7月31日（月）午後3時03分から午後5時17分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 26人
- |     |     |    |
|-----|-----|----|
| 1番  | 田中  | 悦郎 |
| 2番  | 萩原  | 良治 |
| 3番  | 三村  | 和弘 |
| 4番  | 荒井  | 和久 |
| 5番  | 伊藤  | 素章 |
| 6番  | 竹島  | 敏博 |
| 7番  | 百瀬  | 芳彦 |
| 8番  | 波場  | 秀樹 |
| 9番  | 窪田  | 英明 |
| 11番 | 丸山  | 寛実 |
| 13番 | 橋本  | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬  | 文彦 |
| 15番 | 上内  | 佳朋 |
| 16番 | 細田  | 範良 |
| 17番 | 百瀬  | 秀一 |
| 18番 | 竹内  | 益貴 |
| 19番 | 小林  | 弘也 |
| 20番 | 小松  | 誠一 |
| 21番 | 三村  | 晴夫 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野  | 徹  |
| 24番 | 百瀬  | 貞雄 |
| 25番 | 中島  | 孝子 |
| 26番 | 金子  | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川  | 和宏 |
- 4 欠席委員 2人
- |     |    |    |
|-----|----|----|
| 10番 | 前田 | 隆之 |
| 12番 | 忠地 | 義光 |
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 24番 百瀬 貞雄 委員  
25番 中島 孝子 委員  
〔書記〕 青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

10 報告事項

平成29年度市長意見書骨格について

11 その他

12 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 査	松村 豪治
	〃	主 事	古田 和之
	西部農林課	主 査	上條 裕之

13 会議の概要

議 長

それでは、協議事項に入ります。

初めに、協議事項項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第62号について事前審査を行うものです。

初めに、利用集積計画に載っている新規就農者について事務局から説明をし、その後、農政課から一括して説明をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

それでは、新規就農者につきまして、農業委員会事務局の青柳から説明いたします。

まず初めに、新規就農の情報に入る前に、1件議案の訂正がございますので、報告いたします。

議案2ページ、番号17番をご確認いただければと存じます。

こちら、和田の2筆の利用権設定において作物名が水稻となっておりますが、正式には野菜となります。申し訳ございませんが、17番の和田の2筆につきまして、双方作物名を「野菜」に訂正していただきますようお願いいたします。

なお、原因についてですが、利用権設定の申請書を先に提出した際、まだ作物を具体的に決定していない状態で、水田を借りるということでしたの

で水稻と記載したのですが、その後に提出された新規就農届出書により野菜作付であるとわかりまして、錯誤が起こってしまったということでございます。

では、続きまして、新規就農者の情報を説明いたします。

議案の末尾、8ページをごらんください。

今月の議案に載っている新規就農者、3名おりますので、それぞれ説明いたします。

まず、整理番号1番、〇〇〇様になります。ご住所、農地ともに今井になります。栽培予定品目は野菜ということでお伺いしております。また、経営規模につきましては13アール、農業従事予定者人数1人ということで、ご本人のみ従事予定とのことです。就農目的につきましては、農産物の出荷等を行うということをお話をちょうだいしております、主に出荷するものにつきましては、キュウリ、トマト、カボチャ、黒豆を予定しております。出荷先については、今井の道の駅へ出荷ということでご予約をしております、販売見込み額は10万円ということをお話ちょうだいしております。また、軽トラを所有しております、通作等には問題がないとのことです。

また、今回利用権を設定する農地につきましては、過去5年間、キュウリ、トマト、黒豆等の栽培を行っていたという経歴がありまして、農業経験に関しては問題ございません。

農機具につきましては、耕運機と管理機を1台ずつ所有しております、自宅に保管をしているとのことです。

資金計画については、自己資金により農業を始めまして、販売等を行っていくということをお話をいただいております。

なお、規模拡大につきましては、現状維持でやっていこうとのことです、お願いします。

利用権の設定につきましては、1ページの5番になりますので、またご確認いただければと思います。

続きまして、整理番号2番、〇〇〇〇様になります。住所、農地地区ともに和田になりまして、栽培予定は野菜とのことです。また、経営規模につきましては、和田2筆で4アールを予定しております、農業従事予定者人数は2人になります。自家消費を中心とした農業を予定しております、お子さんに農業の体験をさせ、新鮮な野菜の味を覚えさせたいということで、今回、新規就農をしていただく形となっております。また、今後、農地のあっせんを希望したいということをお話をちょうだいしております。

議案番号等につきましては、2ページの17番になりますので、よろしくお願いします。

続いて、整理番号3番、〇〇〇様です。お住まいは島内になりまして、農地の地区に関しては笹賀になります。栽培品目予定は水稻となっております。経営規模12アール、1筆を借りる予定になりまして、農業従事者人数は一人になります。

こちらですけれども、農業経験、技術習得のところに記載がございますが、

農地所有者の方が現在、病気療養中とのことで、保全管理のために一時的に貸借をするということで上げていただいたものになります。今後、ほかの耕作者が見つかった場合、そちらの方に利用権等に移していくとのことでお話をちょうだいしておりますので、よろしく願いいたします。

利用件設定につきましては、1 ページ、4 番となりますので、よろしく願いいたします。

新規就農につきましては以上になります。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、農政課から、古田主事。

古田（農政課）

農政課担い手担当の古田でございます。

では、着座にて説明を進めさせていただきます。失礼します。

それでは、1 ページをごらんください。

協議事項1、議案第62号、農用地利用集積計画の事前内容審査、農用地利用集積計画一覧表、一般分、利用権設定関係でございます。

こちら、全体を通しての特記事項から説明をさせていただきます。

5 ページごらんください。

こちら経営移譲から第18条2項6号関係になっておりますが、一番下をごらんください。第18条2項6号関係、解除条件付きのものになります。番号で言いますと2番になります。和田の1筆、1, 779 平米を〇〇さんから〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ利用権設定ということで記入してあります。こちら、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は初めて出てきた会社になりますので、説明をさせていただきます。

こちら、会社は和田でございます。代表は〇〇〇〇〇〇さん、和田の方になります。

作物名は水稻と書いてありますが、計画書の段階では空欄で出てきましたので、水稻と書いてあります。その後、JA等確認したところ、会社自体は今後イチゴやジュース用トマトにも積極的に取り組んでいきたいということで伺っております。

会社自体の事業ですが、農作物の生産、加工、販売、貯蔵と運搬、食品加工機器の製造、修理、販売で、飲食店の経営も行っております。農業生産以外にも飲食店の経営等を行っておりますので、農地所有適格法人としては申請をせずに、一般の法人として、解除条件で申請するという流れになっております。

特記事項については以上です。

そうしましたら、ページをおめくりいただきまして、6 ページをごらんください。

全体の合計を読み上げたいと思います。

一般分です。合計面積3万4, 064 平米、貸付人13名、借入人9名、合計の筆数が22筆。

円滑化事業分です。面積が16万6, 821 平米、貸付人54名、借入人

38名、合計の筆数が105筆。

経営移譲です。面積が1,958平米、貸付人1名、借入人1名、合計の筆数が2筆。

利用権の移転です。合計の面積が6,422平米、貸付人2名、借入人2名、合計の筆数が2筆。

所有権の移転です。合計の面積が9,714平米、貸付人3名、借入人4名、合計の筆数が6筆。

第18条2項6号関係です。合計の面積が5,221平米、貸付人2名、借入人2名、合計の筆数が2筆。

中間管理権の設定です。合計の面積が1万2,931平米、貸付人3名、借入人1名、合計の筆数が6筆となっております。

全体合計です。合計の面積が23万7,131平米、貸付人78名、借入人57名、合計の筆数が145筆となっております。

下に移りまして、認定農業者への集積です。合計の筆数が98筆、面積が17万1,165平米、集積率が80.54%となっております。

協議事項1については以上です。

議長

ご苦労さまでした。

ただいまの説明について、地元の委員の方から補足等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

なければ、ほかの委員の方でこの案件についてご意見等ありましたら、お願いいたします。

この新規就農者の最後の3名は、就農条件を緩和したための成果というふうなとらえ方でいいんですかね。

古田（農政課）

そうですね。実際のところ、下限面積等に一切至ってはいないんですけども、条件緩和によって出してきたということがありますので、成果ということになります。

議長

いかがですか。

[質問、意見なし]

議長

それでは、集約したいと思います。

議案第62号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第62号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第63号について審査を行うものです。  
それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。  
古田主事。

古田（農政課） それでは、7ページをごらんください。  
協議事項2、議案第63号、農用地利用配分計画案の事前内容審査でございます。  
農用地利用配分計画一覧表、農地中間管理権設定関係です。  
下の合計をごらんください。  
合計の面積が1万2,931平米、貸付人1名、借入人4名、合計の筆数が6筆となっております。  
このうち認定農業者への集積です。全体のうち5筆が集積となっております。面積が9,749平米、集積率が75.39%となっております。  
協議事項2については以上です。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの説明について、地元の委員の方から補足等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ほかの委員の方で何かございましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 集約したいと思います。  
議案第63号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第63号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項1、平成29年度市長意見書骨格について、事務局から説明をお

願いたします。

青柳主事。

## 青柳主事

それでは、報告事項としまして、平成29年度市長意見書骨格について説明させていただきますが、初めに、3月の皆様からいただいたアンケートから始まりまして、6月までの作業の結果の報告をさせていただければと存じます。

最初に、3月から6月にかけて、農業振興部会の皆様にご協力いただきまして、農業委員会の皆様のご意見等集約を行いました。ご協力いただき、ありがとうございました。

過日、まとめたものに関して、7月13日に市長意見書検討委員会等にも出しておりますが、改めてそれぞれのグループでどんなテーマ、どんな話をしたのかということを確認いただければと存じます。

皆様のお手元に、別冊資料ということで、報告事項関係1と関係2という資料をお配りしてあるかと思えます。

関係1につきまして、こちらは、最後、6月に皆様にテーマ別素案としてまとめていただいたもので、両面で2枚という形になります。

それから、関係2につきましては、そのベースとなったそれぞれの意見を箇条書きにまとめたものになります。確認していただきながら、お話を聞いていただければと思えます。

では、雑駁ですけれども、各グループの内容をかいつまんで説明させていただきます。

まず、関係1の表の部分、担い手の確保・育成のテーマでお話をいただいたグループになります。

課題は3つ、後継者の育成、農業環境の整備、労働力の確保ということで挙げていただいておりますが、これら3つは基本的に後継者等の育成につながり、最終的に担い手が確保されるという流れに行くものとして、課題という形になります。

殊、今回課題として挙げた部分につきましては、農業従事者の高齢化及び若者が戻ってこない、ないし戻ってきても就農しないという点、担い手不足というところに焦点があるということになります。

こちらにつきましては、若い方が就農に魅力を感じる、いわば「儲かる農業」を何かしらの形で確立するのが喫緊の解決方法として考えねばならないことだということで、お話を挙げていただいております。

そちらに例として挙げてあります、多様な販売ルートの開拓（松本倉庫）ということで、1カ所に作物を集荷して、量販店等の大きなマーケットへ出荷するという仕組みづくりなども、1つ「儲かる農業」につながるができるのではないかとのことです。

また、農業環境整備等にも含みますけれども、農業の補助等はあるんですけども、販路の開拓や整備といった販売先の補助というものがないということで、そういったところも「儲かる農業」の素材になっているのではないかと、販路補助も要するというお話がありました。

また、労働力の関係になります。営農組織の運営や機械の価格高騰、これに対する対抗措置であったり、もしくは核となる農業者、認定農業者を中心として、省力化や労働力の確保をつないでいくことで、担い手等へと結びつけることができるのではないかとということで検討をいただいた形になります。

続けて、2番の農地について、に移ります。

裏面ですね。テーマは農地の活用ということで出していただいたものになりますが、こちらにつきましては、きれいにまとめていただいているんですけども、実際のところ、課題点が非常に多岐にわたり、まとめるのが大変だったということでお話をちょうだいしております。

それぞれ非常に重要な問題になるのですが、耕作放棄地対策、遊休農地の解消ということで、考え得ることとして、まず中間管理事業の充実。これは、国政の方向に合わせて、ということですが、単純に中間管理事業を推進するだけではなくて、そもそも中間管理事業の受ける基準の幅を広げるということも含めて充実を図ったほうがいいのではないかとということでございます。

また、荒廃農地の復元事業、予算は減となったため、そういったものを再び拡充して、より多くの農地を復帰できるようにすることがいいのではないかとということ。

それから、企業参入ということでもありますけれども、実際に企業につきましては、栽培から販売までの一連の流れはほぼ画一的にありまして、そこに加えて、遊休農地や荒廃農地を使って収益の上がる作物を導入できれば、先ほど担い手のほうにもあった「儲かる農業」等につながっていくのではないかとということでお話があります。

あとは悪条件農地につきましては、耕作条件の改善事業ということで、内容の部分にあります水路や進入路、あと小規模農地等そういった部分、もしくは未構造改善農地を整備するといったことが積極的に行えるようになれば、条件改善によって使える農地が増えるのではないかとということでお話をいただきました。

また、農地の利活用という部分につきましては、こちらも重要な部分になるのですが、農地の所有者ですとか、地番といった情報が現場の皆さんにおりていないために、利活用等でそれぞれ話が出てきたとしても、誰につながればいいのか、どうすればいいのかということがしっかりできないという実態があるということでお話をちょうだいしております。そのため、各地区におろして、それぞれつなぐことができれば、より活用することができるのではないかとということで挙げていただいております。

続きまして、生産振興と鳥獣被害の防止ということで、課題につきましては5つ挙げていただいております。今回、生産振興と鳥獣被害については、特にということで出てきた部分については、これまで意見書の中で鳥獣被害について挙げてこなかったという経過がありまして、これをぜひ取り上げてほしいということで、1の鳥獣被害について、力を入れて議論をしていただきました。



この中で、それぞれ捕獲隊の創設であったり、補助の問題について制約があるので、捕獲隊をつくりやすくする、ないしその運用をしやすくするという事で、より多くの鳥獣害の被害をなくしていくような工夫が必要だということをお話をちょうだいしております。

また、課題2から3につきましては、それぞれの作物について工夫等をする事で、より多くの方につくっていただけるのではないかとということで挙げていただいたということ。

あと、4につきましては、現在、非常に多くの女性の方が農家として働いていただいておりますので、そういった方が働きやすい環境をつくるということで、こういった提案を挙げていただいております。

あと、未来の担い手につながる部分としまして、子どもたちに農業体験をしてもらって、少しでも農業に興味関心を持てるような状況を整えていくことも必要ではないかとということでお話をちょうだいいたしました。

続けて、農産物の販売促進ということで、一番後ろのページになります。

こちら3つの課題ということで挙げていただきまして、直売、観光、食育と特産品及び加工ということになります。

販売に関しての基本的な考え方としましては、いかに消費者に売り込むかというところの視点を重点に置いたということをお話をちょうだいしております。松本産の野菜として大量に販売するのではなく、農家と消費者が直接結びつくような販売の方法をメインで考えていったらどうかということで検討いただきました。

その中につながるのが、課題1、直売の部分になりますが、こちらに関しましては、一番は直売所をつくるにあたって農地に近い場所につくるということになりますが、転用等の規制が厳しいということで、規制緩和されたエリアをつくるのはどうかというご提案があります。

それから、販路の1つとして、地元の給食センター等に直接農家が持ち込めるような仕組みをつくると、地産地消の振興にもなっているのではないかとということでお話をいただいております。

それから、あと観光・食育等につきましては、今までPRをしている対象が市場関係者にとどまっておりましたので、消費者に直接PRをする機会をつくる。その一環として、旅館等と提携しまして、どこの作物を使った料理だよということを紹介することによって、消費者に直接PRするのも手段の1つではないかといったようなご提案をいただいております。

それから、あと特産品については、特に重要なのが、内容にあります特産品の明確化ということで、そもそも特産品とは、松本でしかつukれないものなのかということから始まりまして、実際に松本の特産品は何かをはっきりとさせた上で進めていくのがいいのではないかとということでお話をいただいております。

また、この加工等についてもですが、生産者と加工者それぞれのつながりが弱いということで、こういったものをつなぎ合わせる事業等を行うのはいかがかということでご提案をいただいたところでございます。

まとまりがない説明で申しわけないですが、それぞれのテーマの概要は、

以上になります。

また、こういったご意見の根っこになったものについては、報告書関係2で細かく見ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

市長意見書検討委員会の話し合いをもとにしまして、骨格を板花補佐につくっていただきましたので、引き続きましてそちらの説明をいたします。よろしくお願いします。

議長                    それでは、板花補佐、お願いします。

板花局長補佐        皆様、お疲れさまです。

それでは、お手元に今日配付しました資料ですけれども、29年度の市長意見書骨格について、7月31日現在という資料をもとに説明をさせていただきます。

その前に、前回の市長意見書検討委員会が7月13日に開催され、いろいろなテーマで中身についてご議論いただいたんですが、最初の入り口論が大切じゃないかということで、意見書検討委員の中で集約されたところがございます。

つまり、松本市として、この先どういう農業を目指していきたいのか、一体どんな農業にしていきたいのか、そのためにどんなことが必要なのかという大きな方向性をまず議論することが必要じゃないかという意見がございました。

2つに分かれるかとは思いますが、本当に農業で食べていく専業農家、専門に農業をやって生きていく農業、それから一方で地域を守っていく中小零細的な農業、生きがいの農業であったり、健康の農業であったりというふうなことも含めて、多様な農業がある中で、地域と農業をどうしていくか、将来の松本市の農業をどうしていくかというような入り口のところの基本的な考え方、国の憲法に相当するようなところを、昨年つくりました農業振興条例も含めて、市長に聞いてみたいというような意見が最初出てきました。こちらについてはまた、意見書は個別具体的に提案をしていくということになるかと思いますが、入り口論については、意見書の前文でしっかりと触れながら、懇談の最初で議論するというような考え方もあるということで集約したところがございます。

4つの班にそれぞれテーマ別に集約していただいて、またこの4つの班のテーマのものを一つにまとめ上げて、最終的な意見書というふうな形にしていくわけですが、重なる部分がどうしても出てまいりましたので、最初に考え方というか、骨格というか、組み立て方を決めて、それで意見書をつくっていくという形にしたところがございます。

その組み立てが、1ページ目の目次のところですが、1番から4番まで大きなものがあって、こちらについては、このとおりと。最初の議論のとおりで、担い手の確保・育成が1番、農地の活用が2番、農産物の生産振興と鳥獣被害防止が3番、農産物の販売促進についてが4番という大枠の4つの考え方で行くことにいたしました。

そして、個別の中身については、それぞれのグループで出していただいた考えも当然尊重させていただくわけですが、グループでダブっている部分もあり、若干組みかえたところがございます。

つまり、担い手の確保・育成については、新規参入の促進、それから農業後継者の育成、農業者の組織化と経営支援、それから（４）の労働力の確保という小テーマを設けた。２番目の農地の活用については、悪条件農地対策、遊休荒廃農地対策、樹園地の継承対策、農地情報の活用と集積・集約の推進という４つに分けた。さらに、生産振興・鳥獣被害防止については、地域の個性や特徴を大切にする農業振興と鳥獣害対策に分けました。最後、販売促進は、地元農産物の付加価値化、観光業とタイアップした農産物のPR、地産地消と食育の推進というような形で組み立てをしたということでございます。

それでは、中味について説明をして、皆様で議論を進めながら、ご意見をちょうだいしたいと存じます。

まず、１ページ目をおめくりいただいて、担い手の確保・育成についてでございます。

（１）新規参入促進。こちら、現状と課題、新規参入しても、直ちに農業で生活するのに必要な一定の収入が見込めないと。こちら、四賀地区でそういう意見が出ています。適当な農地や住居が見つからない。今井、梓川地区で出ています。新規参入者が安心して農業に従事できる環境づくりが必要、それから新規参入者、またその希望者に研修や体験の機会を提供することが必要ではないかということです。

解決方法としては、農業次世代人材投資事業、国の事業の拡大とか、新規参入者へ営農に必要な機械や農地の取得などの情報を充実させて、サポートを強化していく。それから、奈川地区においては、あいている市営住宅を活用するための助成制度を設けたらどうか。梓川地区では新規参入者にどういうところで働けばいいかというような情報を、農業アルバイト情報を紹介したらどうかと。それから、研修（体験）受け入れ農家への経済的支援、人的サポートの充実、今井のほうでこういう意見がありました。また、同じく今井のほうで、地域の人々との交流機会の提供等ということでございます。

既存事業は、新規就農者、新規参入者はかなり充実をしているところがございます。国の国庫事業もちろんありますし、県の里親の関係で育成する新規就農里親研修制度というようなのも充実しています。市単事業、市とハイランド農協の協力で、毎年３人ということで、新規就農者育成対策事業、毎年３人、２年間の研修を積んだ後に独立と。農業機械も払い下げというような事業だったと思います。それから、先進的経営体における研修費助成というのが県の担い手育成基金でさらに手厚く出るということもございますし、新規就農者支援事業というのが、市単事業ですけれども、機械類の補助、それから県の農業会議で農の雇用事業というのがあり、研修を受け入れた農家に対して、それなりの支援があるという、充実した新規参入の促進の補助があるということございまして、こういったこと

も含めて、挙げていくかどうかというところを検討しなければいけないということでございます。

(2) 農業後継者の育成について。こちら、農村では若年層流出、農業従事者の高齢化と担い手不足が進行と。四賀、梓川、本郷などからそういう意見が出ています。また、農業風景を守っているのは高齢者や女性が中心だと、内田地区で意見が出てきています。中山間地域や耕作条件が悪くて担い手が育たない。本郷や梓川で意見が出てまいりました。その下のところですが、国の施策は農業の効率化と規模拡大に偏っている。大規模農家偏重だと。それから、安定的な担い手確保、多様な担い手を活用するため、実態に合わせたきめ細かな支援が必要ではないかということでございます。

解決方法としては、親元就農者の就農準備に関する支援創設。島内や今井からです。また、定年帰農者への支援と技術習得面での支援、農業機械などの初期投資への支援。それから、先ほどの普及センターの研修でもありましたけれども、先端技術の活用とか、省力化とか、大規模化とか、スマート農業への支援ということが、今井で意見がありましたし、多面的機能支払交付金の活用など、中山間地域の農業者の組織化や共同活動への支援。きめ細かにサポートしてほしいという意見。販売に対する支援、多様な販売ルートの開拓、例として松本倉庫と挙げていますけれども、そういったところへ持っていくと、都会で売りさばいてくれるようなシステムがあるという意見が出ています。

既存事業については、先ほどの市単事業で、新規就農者支援事業と、今年からリニューアルしました、未来を担う農業経営者支援事業ということで、少しハードルを下げて、認定農業者である中山間地域の担い手や、認定農業者である女性も使いやすいアシストスーツとか、トイレの補助とか、女性向けの補助も今年市単事業で創設されてきているところがございます。また、親元就農に対する支援というのがハイランド農協で新たに創設されて、農協独自の事業で親元就農があります。さらに、農業で豊かなライフスタイル応援資金というものが、県の事業であり、利子補給事業、たしか実質的に無利子なるような事業で、年例制限が29年度から55歳だったのが45歳にハードルが下がってきているということがあります。それから、従来から市とハイランド農協で松本熟年農業大学ということで、農業講座的なものはやっけてきているということもございます。また、中山間地域支払交付金や多面的機能の交付金等、そういうメニューはあって、多くの地区で取り組んできているということもございます。こういった既存の事業がある中で、さらに何を特にお願ひしていくのかということところは、少し細かに見ていかないといけないのかなということもございます。

それから、農業者の組織化と経営支援というのが(3)のところにあります。こちら、集落営農組織の構成員や担い手農家、認定農業者の担い手農家の高齢化が進行と。後継者の確保が課題になっているということで、営農組織も高齢化が進んでいるよと。内田地区や梓川地区で出てきております。国の米政策転換が来年、平成30年に迫ると。将来的な水田農業ビジョンが不透明ではないか。梓川や島内でありました。集落営農組織は、こ

の先若者を雇用して経営を継続していけるか経営判断が必要じゃないかと。認定農業者は、またこの先雇用してまで規模拡大を図るか判断を求められているんだという意見が梓川地区で出ております。

解決方法としては、認定農業者の経営指導と法人化支援というふうな問題点を挙げました。農業者の組織化、法人化を含む、経営安定への支援ということで、個人が組織化していくかどうかということも必要だと。認定農業者が法人化するということもあるし、個人が法人化を含む組織化をどうするかというようなところ。それから、梓川地区において出た意見ですが、水田における賃借料低減対策の推進ということで、米の直接支払交付金の廃止という中で、賃借料がこれでいいのかという問題提起もあったと。JAとタイアップして機械リース事業の創設という意見もございました。

既存の事業、農機レンタル事業というのが全農長野県本部で始まっているということですが、具体的な中身までは調べることができず、全農県本部から各JAに貸し出して、各JAから農家個人へというようなレンタル事業かとは思いますが、そんな事業があるということもございます。

最後、労働力の確保ということでございます。

松本一本ねぎやブドウなどで作業が集中する農繁期の人手不足、高齢者の多くが農地の維持管理が難しい、集落営農組織に農地を委託しているんだと。帰農者中心の集落営農では、定年延長により構成員の高齢化が進行しているということもございます。

解決策として、今井のほうで考え方が出てきましたけれども、都会向けに農家宿泊型の援農制度みたいなものを創設したらどうかと。ワーキングホリデー制度というものがあって、飯田市方面の二、三カ所の自治体や、飯島町でも行っていて、3泊4日ぐらいの、労働力を無償提供するかわりに、農家が食事と宿泊の場を提供するというようなことで、お金のやりとりはないということもございますけれども、そんな制度もあると。また、新規就農者が飯田のほうでは若干育っているというようなこともホームページに載っております。市が行っているアグリサポート事業を一步進めたような形なんですけど、松川村や安曇野市で行っている農家民泊とは異なるものになりますけれども、ワーキングホリデーみたいな援農型の制度もあるということもございます。家庭にいる女性や学生の活用ということで、主婦の手をかりたらどうか、学生の手をかりたらどうか。福祉関係施設との仲介ということで、農福連携という視点も労働力確保には必要じゃないかというような意見も寿から出ています。新規参入者、またはその希望者の宿泊先として、集落営農組織の活用支援ということで、先ほど出た農の雇用事業というようなものがありますので、そういう支援を受けながら雇用していけば、経済的な負担も若干緩和されるんじゃないかということもございます。

以上が担い手の確保・育成というところでございます。

続きまして、農地の活用、悪条件農地対策ということで、こちらはもう皆様ご存じのとおりでございます。基盤整備されてないところは借り手がない、機械が入らなかったり、傾斜地があったりと、耕作条件の悪いとこ

ろから荒廃化が進行すると。また、住宅と農地の混在化といったこともあると。さらに、荒廃農地がそこにできると、農村景観が悪化して、病害虫など周辺農地への悪影響が出るということで、なかなか国の耕作条件改善事業では改善が期待できない部分だと。こちら、国の事業は青地対象という中では、支援対象が狭いということでございます。

解決方法は、補助対象を広げた市単の事業を創設したらどうかと。小規模な基盤整備事業を実施できないかということでございます。ただ、その際、農家負担があるとだめだと。農家負担を限りなく抑え、90%以上公費負担だというような意見が出てきております。さらに、中山間地域へのアドバンテージというようなことで、上乘せ支援ということも必要じゃないかということでございます。

遊休農地対策の(2)でございます。

こちらと同じような考え方になりますけれども、一番下のところで、本郷のほうから、園主死亡で遺産相続が済んでないとか、耕作者不在というような農地に苦慮しているという意見も聞かれました。

解決方法は、さまざまなことを組み合わせながら解決ということで、市民農園や食育の場、それからご議論いただいた農地の貸借の規制の緩和とか、そういったことで、土いじりをしたい人にどんどん貸し出していくというようなのも1つの解決方法でございますが、市単事業の活用と、遊休農地荒廃対策事業の活用、それから町会ぐるみ、農家組合ぐるみ、地域全体で解消する取り組みの推進と。また、相談体制を強化していく。さらに、新規就農者や農業法人の参入を支援していくべきだと。漢方薬など導入する作物の検討も必要じゃないかと、こういったご意見が聞かれております。

それから、3番目、樹園地継承対策ということで、果樹園が荒廃化して苦情が発生、解消も困難だと、梓川や岡田地区でそういった意見が出ております。基幹作物であるブドウ園も減少していると、里山辺から。また、体調を崩して樹園地を管理できなくなった場合に支援体制がないと、入山辺でそういう意見が出てきています。加えて、担い手を探そうにも、防除量、作業量が膨大で、敬遠されていると。また、農地中間管理機構が果樹園を一時管理するという事業ができてはいるんですが、いまだ作業が進んでないということでございます。

解決方法はそこに挙げたとおりでございます。応援隊を組織するとか、JAを交えて話し合い、また新わい化等効率のいい果樹栽培への改植、また先ほど出てきた中間管理機構による樹園地管理事業の活用、ただ、その樹園地管理事業をやる際、中間管理機構の支援じゃ不十分で、さらに市の追加支援が必要じゃないかというような意見が岡田地区でございます。また、廃園前の届出制の導入ということが里山辺で出ています。

既存の事業は、樹園地管理事業、農地中間管理事業が2年間管理を引き受けて、新たな担い手が見つかるまで代理で管理するというような事業ができていますし、改植については、果樹経営支援対策事業ということで、中央果実協会のほうで、改植事業で1反歩当たり10万円から20万円ぐらい、改植に対する補助が出ています。また、果樹未収益期間支援事業とい

うことで、やはり中央果実協会で、成木になるまで一定の収穫がない中で、そういう支援があるということでございます。果樹経営者支援事業ということで、棚の張りかえやトレリスの新設等で、ハイランド農協の事業ですけれども、架設費の10分の1相当を上乗せして市では支援しているというものがあります。

最後、農地情報の活用、集積・集約化の推進ということで、先ほどありましたとおり、利用状況調査のデータが活用できてないんじゃないかという中で、農業委員会としての課題でもあるわけですが、使いやすいデータを農業委員さんに提供して、それに基づいて活動を推進していったらどうかというご意見が出ているところでございます。

3番目、5ページでございます。農畜産物の生産振興と鳥獣被害防止についてです。

こちらは(1)地域の個性や特徴を大切にす農業振興ということで、多岐にわたる意見が出ている中で、具体的な提案までは行かないのですが、先ほどの市としての農業のランドデザインをどうしていくんだという基本的な考え方に通ずる課題としております。農業を取り巻く国内外の情勢変化と将来への不安ということで、国政の変化、国の米政策の転換、米価安、麦、大豆生産と補助を頼りにした水田農業の未来どうするんだと。それから、黒ポツ2番目、農業の国際化、規模拡大の流れに取り残された中小零細農家、中山間地農業の未来をどうするか。基幹作物であるブドウ生産量の減少と消費者志向の大粒種への変化、山辺地区を中心に、品種の更新どうするか。地理的表示保護制度、機能性表示で対象になる農産物があるのかどうか。それから、廃業する酪農家が出始めていると。荒廃化への懸念、新たな土地利用の摸索が必要じゃないかという意見が梓川地区で出ています。飼料畑等、酪農家は土地を持っていますので。それから、世代、食生活の変化に伴う特産の稲核菜をどうしていくんだということ。四賀地区では採種業が昔から伝わっている、伝統的なそういうものが盛んだったということですが、減産になっていると。市内の農業政策の画一化が進んでいるんじゃないか、地域の個性が十分発揮されていないというところで、神林や島内からそういうご意見が出てきています。

解決方法として、各地区の課題や農業体系に応じた支援策の整理と再構築が必要じゃないかということで、再点検をし、平坦地農業と中山間地域農業をどうするか。土地利用型農業と集約型農業ですね、水田とかと野菜、花卉、果樹、どうやっていくのか。担い手と非担い手の対応をそれぞれどうやっていくのか。国の施策と市の施策をどうしていくのか。それから、特定の地域に産する特産品と市内で広くたくさんつくられている名産品、こちらの考え方。大消費地や海外などを視野に入れた出荷流通と観光客需要も意識した地元での直売、地産地消、こういったものの整理と再構築が必要じゃないかということでございます。その上で、地域の特性と将来予測に応じたきめ細かな農業施策の展開じゃないかということで、たとえば、JAとタイアップした松本産の米のブランド化、大粒品種への多角化、改植等ブドウ産地の支援、ハウスの初期投資や花卉生産用地確保など園芸産

地への支援といったことを載せています。

既存事業等として、昨年つくった農林業振興条例という基本条例があって、その下に農林業振興計画というようものが位置づけられている。さらに、国の補助事業、県の補助事業、各種市単事業、メニューはかなり豊富にあるわけでございます。さらには、JAの支援事業もあります。松本産農産物のブランド化ということもやっていて、奈川や安曇などの特定の地域では、特定のソバ、エゴマ、保平かぶ、稲核菜、番所きゅうり等、個別に支援しているということもある中で、どういうところに力を込めて意見書に挙げていくのか。あと、下のほうにワイン用ブドウの有望品種の選定とか団地化とかという意見が梓川にありますし、ソバ粉の需要がかなり大きいということも新聞で載っていたわけですが、ソバ生産に向けた支援ということもあります。

最後、鳥獣害対策ということで、こちら、鳥類、小型獣、シカ、イノシシ、猿等について、現状と課題があるということ載せております。

対策としての着眼点は3つあって、前から言われているのですが、捕獲するか、防除するか、生息環境で対策をとっていくか、になります。まず捕獲事業は駆除するというところで、猟友会への駆除委託料の増額、捕獲数の枠があるという中で、枠を超えて、捕獲数の全てを補助できないかという意見もあったところがございます。また、狩猟免許取得支援、それから市直営で専門のハンターによる駆除を頼んだらどうかという意見、また捕獲隊に与えられたわなの数量をふやせないかといったこと、現場が望む道具を支給してほしい、現場の声を聞いてくれというような意見が安曇からありました。また、野ネズミ駆除の具体的な対策の実施を望む内田の声もあります。

既存事業は右のところに書いてありますけれども、そういった形になっているということでございます。また、山辺地区、防除対策の強化という中で、鳥対策として、防鳥ネット普及のための補助制度の拡充という意見もあったところがございます。

次のページへ行きまして、7ページですが、防護柵の保守点検に関して、現場の負担がかなりふえていると。こちらは市でもメンテナンス経費の予算化はしていますが、もう少し拡充してほしいというようなご意見。それから、梓川地区から猿の関係で、センサーを導入してスマホと結びつけるような形で、効果的な追い払いとか、被害防止対策みたいなことができないかという意見も出てきております。生息環境対策ということで、笹賀地区一帯、信州スカイパークの樹木の整理と。公園が始まったぐらいの木の量、大きさに枝払い、枝打ち、抜根するという意見。荒れている河川が小動物のすみかになっているということで、町会みずからの許可を得て、河川清掃等を取り組んだらどうかということ。こちら、川だけでなく、空き家等にすみついている課題もあって、こちらについては民家側の話ですので、難しい部分があります。

最後は農畜産物の販売促進、地元農産物の付加価値化ということで、見ていただきたいと思います。



松本一本ねぎのブランド化や生産拡大に伴って、加工品の取り扱いがふえてきていると。それからリンゴの格別品が園地に放置されているということから、規格外品の有効活用の課題があります。また、松本に京野菜、加賀野菜に匹敵するようなブランドが育つのかというご意見。梓川のほうでは、リンゴや米を有利販売するため、食味等で何とか尺度を持って差別化できないか、健康食品としての位置づけでブランド化できないかということ。四賀地区では、有機無農薬栽培に使用する完熟醗酵堆肥として会田養鶏の鶏ふん等の利用、有機センターがありますので、そういったものの活用ということを解決方法ということで挙げておりますが、まとめ切れてない部分があり、申し訳ございません。こちらについては、去年の意見書もベースに、類似した解決方法に集約されていくのではないかと考えております。続きまして、9ページ、10ページでございます。

観光業とタイアップした農産物のPRというところで、この間のシンポジウムでもありましたが、海外に目を向けることも必要じゃないかという意見も出てきております。また、信州松本のブランドイメージをうまく活用できてないんじゃないかと。さらに、農業サイドからの商工業との連携がなかなか進んでいない。松本を訪れた観光客に対するPRが不十分といった意見。

それから、解決方法の中に今井のほうで具体的なものが出てきて、いろいろな商品企画の開発や、松本フードジャンボリー、ジャンボリーというのは、大勢の人が集まるイベント、集会や陽気な騒ぎという意味だそうですけども、いわば松本農林業まつりの拡大版みたいなイメージと私はとらえたのですが、単なるもぎ取りにとどまらずに、いろいろなものと結びつけた企画商品の開発も含め、松本一周三昧とか、最終的には松本の移住に結びつくような取り組みにするという提案、解決方法でございます。こちらもまとめ切れてないところでございます、まだ過程でございます。

(3)の地産地消と食育の推進でございます。

こちらについて、関係各位の努力で、市内各地で未来を担う子供たちに地元食材への関心を深めてもらうさまざまな取り組みや農業体験、食育体験等が行われている、四賀地区では、半世紀前から堆肥による野菜づくりが盛んだと。地区内の学校給食にもこれら野菜の一部が活用されています。最後のところ、他市と比べた本市最大の強みは、穀物、野菜、果物、菌茸、乳、肉、卵と、何でもそろそろ農畜産物の産出力であると理解しております。これはといったものはないのですが、総合力はあると考えております。

解決方法、学校給食の食材をできるだけ地元農畜産物で賄う松本発「学校給食における市内自給率向上運動」の展開ということで、四賀地区のイメージを膨らませたものでございます。実施日を年数日としまして、松本産の農畜産物について、子供たちの理解を深める取り組みとしてスタートし、取り組み日には、JAや生産者等の協力を得て、食材を最大限に市内から調達する目標を掲げ、加えて1食分のエネルギーベース等の市内自給率を検討して、国内自給率とあわせて見える化をして公表すると。比較のため、取り組み日以外の自給率データも準備しておく。取り組みの定着とともに、

実施日を徐々に拡大し、松本市の豊かな食育と地産地消による環境負荷低減運動として、取り組みを全国に発信。産地としての総合力をPRして、「松本健康野菜・果物」のブランド化と農業振興を後押ししていく。「もったいない」という発想から、規格外品やその加工品を学校給食へ積極的に利用する取り組みをあわせて推進していくということで、イメージを膨らませて、こんなようなもの考えたというところでございます。

時間がかかってしまいましたが、こんなような形で骨格を整理してまとめていくのですが、これからご意見を伺いたいのは、視点としてまだ足りない部分があるのかということと、これだけ全部を挙げていくと膨大なものになりますので、これは十分やっている、あえて挙げなくていいものはないか、ということになります。また、検討委員会がちょうど来週にあり、そこでも議論をしていきますけれども、振興部会からもご意見をいただきまして、よりよいものにしていきたいと考えているところです。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

アンケートのお願いから、皆さんに3回にわたるグループワークで膨らませていただき、それぞれ膨大なものを事務局段階でまとめていただいたわけですが、今日の営みの主旨は、4項目に絞った内容についてのご意見を伺う、足りない視点やこれはもうずっとやってきているので削るとか、その辺のご意見を伺いたいと思います。

それから、農振部会の事前内容審査報告を、これから私が農地部会で行いますので、この場の進行を河野代理に行っていただけてきたいと思います。よろしく願いいたします。

河野部会長代理

それでは、先ほど、板花補佐から一通り説明がありましたけれども、それぞれのテーマで、こういった項目、視点を入れたほうがいいんじゃないかなとか、もしくはこれはもう議論されているから削っていいんじゃないかなとか、そういったご意見をちょうだいできればと思います。

まず、担い手の確保・育成についてということで、板花補佐のほうでまとめていただいたものがございますが、先ほど説明いただきました。

ただ、それぞれ既存事業もありながら、意見書としてどの点を持っていくか、テーマを絞るなり、焦点を絞るなり、あるいは新しい視点での施策を要望するなりというような形でまとめていければと思いますが、どうでしょうか。担い手確保・育成について、4項目の小テーマがあるわけですが、皆さんの中で、この点はぜひ強調すべきだ、もうちょっと深掘りしてというものがあれば、挙げていただきたいと思いますし、いや、こういう点が抜けているというものがあれば、それも追加をしていく必要があると思いますが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

三村委員。

三村（晴）委員

4項目すべてそうだと思うんですけども、いろいろな現状から課題が出

されているんだけど、しかしながら、右にあるように、既存事業なり、それぞれ支援事業があり、そういった中で、細かいところまで手が届いていない部分もあるかと思えます。その中で、これからまた市に意見書を上げるにしても、既存のこういった事業があるよという話の中で、そこら辺をどういうふうに深掘りしていくのか、そこら辺の考え方をお聞きしたいわけです。

**河野部会長代理** 確かにこうやって並べてみると、それぞれのテーマに対しての既存事業があって、やっているよというお話になってしまうんですが、ただ、やはりなかなか進んでないという部分、どこか抜け落ちている部分があるから、既存の制度、事業だけでなく、こっちのカバーをしてほしいというようなまとめ方をする必要があります。それぞれのテーマについて、挙げないわけにはいかないだろうし、いろいろ事業あるけれども、やっぱりこういう部分が欠けていますねというようなところを掘り下げて、まとめていくのがいいのかなと思えますけれども、これだけまとまってくれば、そういうふうな形での取りまとめの方法がどうかと。

だから、新規参入のハードルを下げたり、いろいろ手は打っているということなんですが、たとえば研修センターをつくれとか、やり方は行政としてあると思うんですが、そういった点で、欠けている部分というか、こういう方面に焦点を当てて拡大をしていくというようなまとめ方にしていってもらえばいいかなと思うんですが、どんなものでしょうかね。

はい。

**百瀬（芳）委員** しっかりまとめてもらってあって、委員のほうで望む解決方法が、既存事業で解決できるなら除いてもいいんだけど、既存事業でまだ足りないところは残しておいて、要望していかなきゃいけないんじゃないか。

既存事業の中身が全部わからないもんですから、果たしてどれを残して、どれを削っていいかということは、もちろん検討委員会を出してもらっていけばいいかなと思えます。

あと、気がついたのが、鳥獣害対策で、鳥類を追い払うにも、猟銃を持っている狩猟免許が必要となってくるし、例えばシカやイノシシにしても、くくりわなだったら狩猟免許があれば使えるんですけれども、圃場内でやるのだったら、免許なしでできるようなことがないでしょうか。

例えば、大型トラクターも、道路を走るときは免許要るけれども、圃場内だったら免許なくても運転できるので、狩猟免許がなくても、圃場内でくくりわなを設置できるような特区じゃないけれど、そういうこともできれば、被害が少しは減るのかなと思えます。

**河野部会長代理** 今、いわゆる特区といいますか、そういうお話が出ましたが、免許持っている方々で、実際に行政に要望して、そういうことがあるとどうか、できるのかどうか、ご意見をいただけますか。

小林委員。

**小林委員**

私は中山で有害鳥獣防護柵をつくって、それからずっと鳥獣対策の中山の隊長を引き継いでいるわけですが、捕獲隊も中山に30人いまして、みんなわなの免許を持って、それぞれわなを仕掛け、そして捕獲隊の皆さんが見回りをしながらかかったシカの処理をしています。費用は十分ありますし、行政からの支援もかなりあります。

防護柵があるものですから、比較的そちらからはシカはおりてきませんが、柵の中にあるシカですね。例えば、霊園にいるシカで、これは柵の外に出ないものですから、それ自体困っています。それから南内田、北内田経由から来るシカですが、これも協力しながら捕獲しています。

それに関連づけて言わせてもらいますと、今、中山にも松くい被害が随分と出てきて、山際に防護柵を張ってあるものですから、松が枯れて倒れると防護柵を破損する。そのときどうするかという議論がありまして、これもぜひ1つのテーマにしてほしいですね。

**河野部会長代理**

今、小林会長から、防護柵をどう維持管理していくか、倒木等の被害に関してはどうでしょうか。今回まとめた中には、そういう部分はないので、防護柵を維持管理していくために、何かまとめていったらどうだろうかというお話がございました。

他の防護柵をやったところでも悩みは同じだと思いますが、倒木なんかで傷んでしまって、応急処置はしても根本的な整備ができないという意見のところもございませぬか。

はい、どうぞ。

**竹島委員**

ただいまの防護柵の件ですけれども、私ども本郷地区も、松枯れによりまして防護柵が実際に被害に遭いました。私が今、本郷地区の防護柵の会長をやっていますので、市に取り合いました。

防護柵、あるいはお墓、民家など、支障となっている松は、地主が切らないといけません。これは国道もそうですけれども、通行止めにして松を切るような場所も、地主が責任を持ってやってくださいということでした。そのため、本郷地区も自分たちで出て、山の専門の方が集落におりましたので、その方をお願いして、協力して枝を払うなど、対策をしています。

私も意見書の中で防護柵の維持管理について補助のお願いをしていますが、特に松枯れについては、今、小林会長がおっしゃったとおり、本郷地区でも松の枯れが目立ってきて、それが二、三年すれば自然に防護柵のほうへも倒れてくる。地主がやってくださいということですが、私たちは地主にやらせるわけにはいきませんので、防護柵管理委員会の各支部で責任を持って対応していますが、作業には危険が伴いますので、保険については本郷地区全体の保険でカバーしようということで対応しているのが現状です。

以上です。

小松委員

今、テーマが鳥獣害へ飛んじやったんですけれども、いずれにしましても、今、防護柵の管理する上での具体的な問題が出ているわけなので、それは挙げるべきだと思いますし、先ほど百瀬さんが言ったように、圃場内の緩和するような施策もお願いしてみるとか、意見ですから、それは持つていくべきだと思います。

また、担い手の件は百瀬さんがおっしゃったとおり、既存事業でどこまで対応できるか、どこまで削れて、これはどうしても削れない、やらなければ、意見言わなければいけないところを絞るという一苦勞をお願いするわけにはいきませんか。

河野部会長代理

ありがとうございました。

今、担い手の関係から鳥獣害の話が出ました。どういう整理をしていったらいいかという方法論もあるわけですが、足りない部分をもう少し掘り下げていかないといけないかと思えます。

では、すみません、田中部会長が戻りましたので部会長に座を取り持っていて、先ほど三村委員から、どういう掘り下げの仕方でやっていけばいいか、どうまとめていけばいいかというお話も出ていますので、引き続きよろしく願いいたします。

議長

大変失礼しました。

今、小松さんからのお話もありましたとおり、既存の事業の中で対応できるものはそれでいいし、対応できないものは、新たに組み込んでいただくというようなお話が前段であったように聞いております。

それと、その内容についてのまとめ方ですけれども、前回申しあげたとおり、本日の皆さんの感じたままを言っていただいて、これを意見書検討委員会、ブロック代表委員会へ持って行っていただくということです。

それではまず、1番の担い手の育成について、ここに書いてありますけれども、この辺についてはどうなのか。例えば、1番の項目だと、これは盛り込んで、意見書検討委員会に載せていってもいいんじゃないか。では、それに対する解決方法はどこにあるかというような、ご意見を賜って、それを種にしていきたいと思えます。また、板花補佐を主体に、既存の事業の関連については、もう少し深掘りした中で、既存の処方せんで解決できる場所は、意見書から削る。また、トータルの内容で、我々、農業を営む者についてやりやすい方策を立てていくようなこともうたっていかなければならないと思えます。どうですか。これ見てもらって、まず担い手と育成について、今までと重複があるんですけれども、何か思うところがあれば出してください。

三村さん。

三村（晴）委員

②の2つ目に新規就農の方が来ても、適当な農地なり住居が見つからない、とあります。今井の場合を見ても、農地の確保なり、ある程度の部分はあるけれども、なかなか住居を確保するには難しいというのが課題である。

そこら辺をどうしていくのか。

それで就農して、それじゃうちへ住む、農地をつぶして建てるというわけにいかないし、では既存の住宅地の中で住宅に適するような土地を探すのも大変だと思うんで、そこら辺を政策的にそういった方には農地の転用等いろいろな部分で何か施策がとれるのか、お願いをしたいわけですからけれども。

議 長

そうですね、今、三村さんのおっしゃる意のあるところ、よくわかります。確かに農地だけは紹介できるんですけども、どういうふうにとこの場所で生きていくかというようなところもトータルで斡旋すれば、こっちへ来やすい雰囲気が出てくるのではないのでしょうか。新規就農者を漠然と募るのではなく、子どものいる人、単身の方というようにカテゴリーを分けて、あなたはこのカテゴリーだから、ここへに住んでみて、という具体的な提案をすることができればいい。カテゴリーは、松本市内21地域でそれぞれあると思うので、具体的に提案できるような体制を農政自身でとっていただければいいというような気もしますがね。

波田野委員。

波田野委員

梓川でも、不在地主で、いい土地は借り手があるけれども、三角地とか借り手がないようなところもあり、そういう農地を売りたい人もいます。そういうところは、空き家を直して入るよりも青地とか白地の農地でも、プレハブの住宅をそこへ建てて、小さい畑もやりながら、隣のいいところの農地も借りたりするとか、そういうようなことをしてやれば、割と入りやすいと思うけれども。空き家もハクビシンとか小動物が入ったようなところを直して入るよりも、そういうところのほうがかえって入りやすいと思う。そういうことも提案してもらって、不在地主でいい土地はあるけれども、附属した三角地のようなところを売りたいし、住宅続きで売っていても買い手がない、農地なのでなかなか売れないということもあるので、新規就農はそういうところをうまくとって、自分の宅地の一部にして入ったりすれば、割と定着しやすいと思うのですけれど。

議 長

ありがとうございました。

伊藤（素）委員

1点、この字句で新規参入っていう書き方してあるけれども、新規参入って、直接読むと、会社か何か呼び込んでやるようなとらえ方になっちゃうわけですからけれども、新規参入がいいのか、就農がいいのか。

議 長

我々は新規就農かもしれないね。  
では板花補佐。

板花局長補佐

Iターン、Jターン、Uターンということはよく言われていますけれども、Iターンは、松本に縁もゆかりもない方が新たに参入するというイメージ

なんですが、Jターンもそれに近いようなものがあって、新規就農はUターンということで、広い枠でいけば、新規学卒就農も新規就農ですし、定年帰農も、都会で勤めていて、また里へ戻ってきてということになると、Uターンになるので、新規就農になるかなど。

言葉の使い分けとすれば、新規参入は縁もゆかりもない人が、新たに松本に来て、そこで活路を見出していくというイメージ。新規参入には2つあって、個人の参入と企業の参入があるという、そういう言葉の使い方になるかと思います。

小林委員

振興部会議案の中に〇〇〇さんという方がいまして、この人は石川の人で、中山へ来て農業をやりたいという希望で入ってきました。3反歩要件を満たしまして、住宅は農家住宅を農地の裏に建て、今も農家をやっています。住宅を建てる方法はいくつもあるので、自分たちでそういうことを調べて進めていかなければいけない。これから最適化推進委員というのは、そういう形で仕事をしていかなければいけないわけですね。

行政任せで、これを認めろ、あれを認めろというのではなく、こういうことはできるわけですから、農業委員がこれからそういうことをちゃんと勉強して、広めていけば、定着する人は増えていくと思います。なので、そういうことは行政に要望してもしょうがないかなと私は思います。

議長

お互いに情報交換とか、内容を周知するには我々ももちろん動かなければいけないし、行政、自治体としての松本市農政も動かなければいけない。その辺はいかがですかね。

今、具体的にこの資料を見て、すぐ出てこないような場所もあるんですが、ざっと目を通してもらって何かあれば、また後ほど出してもらえばいいので、先へ進めます。

農地の活用について、こういうことで出てきましたけれども、解決方法の中で先ほど悪条件農地対策ということで、農家負担を限りなく抑え、中山間地への上乗せ負担ということで、90%公費負担をお願いしていけばいいと事務局の説明もありました。土地改良区の話も出てくるんですが、その辺も加味し、そういった方法があるということで耕地林務課あたりとの対応の中で、もし可能などころがあればというような気もしますけれども。

小林委員

私ども、農業会議で県へ行ったり、それからこういうところの会合へ行きますと、中間管理機構事業の利用に向けて最適化推進委員も頑張ってくれという話があります。何が言いたいかというと、中間管理機構が入っていることによって、補助金が出る。2分の1は国で出すんだけど、プラスの部分は、中間管理機構が入っていれば上乗せしますよと。土地改良区については、そこに当てはまらなければ、補助金を出さないというような状況が今、生まれているわけです。

だから、機構の有効活用が私たちにしても土地改良区にしても、これからの営農活動していく上で重要になるわけです。

今、状況が混沌としているので、もっと整理していかなければいけないし、確実に土地改良区については、補助金はそういうところしか出てこないというのがこれからの状況だそうです。

議長

我々の頭を悩ませる遊休荒廃地対策ですが、この3ページの現状と課題の中の一番下、死亡地主で遺産相続または耕作者不在による遊休農地、体感的にはわかりますが、現実的に皆さんのところでも顕著になってきているんですかね。

河野部会長代理

今、具体的にどうかという話があるのかということですが、実際に今日も農政課と相談しているんですが、亡くなった農家のハウスを法人が新規参入で借りたいという話があります。我々は、そこが遊休農地になってしまっても困るし、今のままだと誰も借り手がない。その会社に貸せば、有効利用できるのですが、その会社は営農実態がよく分からず、どうしたらいいかという相談をしてきたわけですが、いい人がそういうところを借りてくれば一番いいわけですが、なかなかその目ききは難しいなと感じてきたところなんです。

また、子供が親の一所懸命やってきた農地に全く見向きもしない。それで、去年の調査になりますかね。四賀の農地で、相続人が島内に住んでいるので直接会って、遊休地になっているので今後どうするかというアンケートの回答をもらいに行きましたが、相続人も自分は農地のことは知らないぞというような状態で、後継ぎが農地に全く執着がない。ですので、どうしたらいいかと言って相談があればまだいいが、全く知らん顔しているというような現実が最近見えています。昔はそんなことはなかったんだけど、今はそういう意味では危機感があります。

農業委員がどこまでフォローできるか、そういうことは今後の検討課題だと感じております。

議長

どうですか。

農地を活かし続けていかなければいけないということが、我々、遊休荒廃地をなくしたり、農地を守っていくという者の務めという大前提において、具体的にどういうふうに対応するか、お願いしていくか、また意見書検討会でもやります。

また、樹園地の関係ですが、先ほどの中間管理機構もそうなんですけれども、当面管理をするという事業はあるけれども、行政がバックアップして管理するということは現実問題できるのかわからないが、それと廃園の届出制を組み合わせると、何か廃園樹園地というような関係で、絵がけないかと思ったところなんですけれども。

よろしいですか。

伊藤（素）委員

荒廃地も樹園地も、いろいろの補助事業は地主が対応した場合は一銭も出ないわけです。当然といえば当然ですけど。樹園地も結局、自分が始末



すれば問題ないけれども、始末できないのが現実だから、一歩行政も進んで地主がやっても幾らか補助が出る制度をつくっていかないといけない。たまたま違う人が借りてやっても、木を切るまではできても、伐根まではとてもじゃないが補助金ではできないということもあります。地主が荒廃地を解消しても補助金が出るような制度もつくっていかないと、なかなか遊休荒廃農地は解消できないじゃないかと。そこまで踏み込んでもらいたいと思います。

議長

要望として伺っておきます。

確かに現実問題といえば、ちょっと難しい面があると思いますが、検討させていただきます。

それでは、次に進みます。

生産振興と鳥害防止の関係なんですけど、これも先ほど私が中座させていただいているときに、防護柵の問題も出されたようですけども、それは先ほど意見として承って、意見書検討委員会とブロックのところへのせて、皆さんにまた検討していただきます。

それと同時に、生産振興の中で、京野菜みたいにはできないというような話がありましたが、保平かぶと稲核菜と番所きゅうりは京野菜みたいにはならない。何か売り方がいけないとか、そういうところがあるんですか。

橋本委員

少ないんですよね。そんなに売れても困る。

議長

わかりました。量的な問題も今、こちらで聞いていますので、そういうこととございます。

米も、30年度、劇的に変わるようですので、そちらも、こんな感じで、少し議論させていただきたいと思います。

有害鳥駆除で、よく駆除委託料の増額とか、そういうのは当面有害鳥関係の対策の1つとして、出したほうが良いということでしょうか。半年ほど前、専門のハンターをお願いして駆除をやろうとしたら頓挫したというような経過もあるようですけども、本当は集中的に駆除するとか、効果的であるならば何かするということも、やってくれる、やってくれないは別として、抜本的なそういうことも提案はしてもいいのではないのでしょうか。

はい、萩原委員。

萩原委員

解決方法のところ、和田から出ているということで書かれているものがありますが、少しニュアンスが違うかなと思って。

実は和田は、スイカもつくっていますけれども、スイートコーンもつくっています。スイートコーンが実ってくると、カラスがもう何百羽と電線にとまって、ひっかき回すのを待っているような状況なんですよ。それで農協では、6月から9月いっぱいくらいにかけて、猟友会だと思いますけれども、そちらに委託してカラスの駆除をしようとしていますけれども、

あまり効果がないのではないかという思いがあります。

提案のニュアンスとしては、専門のハンターを市が雇うということではなくて、市が直接猟友会と委託契約を結んで、それで成果を出してもらおうということです。農協がどういうやり方をしているのか、しっかり聞いたわけではないですけれども、そういうことで、専門のハンターを雇うという意味合いで書いたつもりではなく、市がもう少し積極的に、直接かかわってもらおうというような意味で、猟友会との直接委託契約と言いますか、それをやっていったらどうかというつもりで出したものです。そのことは、多分東山部だとか、西部の鳥獣害関係にもつながっていると思いますけれども、効果をもう少し見える形で、しっかりやってもらったほうがいいのかという思いで書きました。

議 長

現状と有害鳥駆除の効果的な運用は、どういうふうにしたらいいか。そういうニュアンスで書いたということですね。

はい、小松さん。

小松委員

先ほど出たように、防護柵をつくって成果が出ているのに、松くい虫の被害があったりして壊れてしまう。そういう具体的な経過があるわけですから、そういったものを強く押し出して、具体的な意見として、ぜひ修繕費をふやしてほしいと言っていけばいいと思ういます。今のハンターにつきましても、市が率先して成果を出せるような仕組みはないですかというのは、それは具体的でいい要求ではないかと思えます。先ほどの圃場のわなも同じようなことだと思えますし、スカイパークの木を定期的に切ってくれとか、そういう意見を陳情してくれとか、そういった話も具体的でいいじゃないかと思えますので、鳥獣害の被害に関しては、具体的に意見を言えるのではないかと思えますので、まとめてもらいたいと思えます。

議 長

ありがとうございます。それから、今まで出た野ネズミの関係、どうしても野ネズミの問題は実感としてあるんですが。

はい、伊藤さん。

伊藤（素）委員

以前は、農協を通して、市でも補助をして、野ネズミ駆除をやっていたわけですがけれども、ペット被害とかいろいろな観点から中止になっているわけです。

被害としてはネズミ自体の穴に加えて、そのネズミをねらったキツネが、田んぼの土手に大きい穴を空けてしまう。

また、何かをやろうとすると反対者が出る。例えば川に巣くっているのを掃除しようと言え、蛍が見れなくなるので草を刈ってはいけないとか、何かとやりにくい部分はあるわけですがけれども、ネズミだけじゃなくてキツネも穴を掘るというのも、ネズミをえさにする関係で大分ふえていて、土手が崩れてやり切れない部分があるんです。なので、また以前のような駆除を復活してもらいたいと意見があります。

議長

もちろん薬剤をみんな配って穴へ入れるという、ああいうシステムができるかどうかは別として、被害を皆さんに知っていただいて、それぞれ野ネズミ駆除の日とか、具体的な取り組みを何か文言として入れていくのはどうですか、キツネも含めてね。

はい、北川さん。

北川委員

カラスの話なんですけれども、一度カラスの駆除の研修会出たんですよ。そこで猟友会の人もいて、話を聞いたのですが、猟友会の人ってみんな、オレンジ色のジャケットを着ていますよね。あれを着て行くと、カラスがすぐに逃げてしまうそうです。それと、いつも同じ軽トラで行くと、ナンバーを覚えていて、見ると逃げると言うんですよ。逃げてから撃っても、400メートル、500メートルと上へあがっていくので、弾が届かないということも言っていましたので、カラスの習性も踏まえて検討してもらおうということをお願いしたいです。お金を使えばカラスが退治できるという問題ではないと思いますので、そういうことを検討してから、意見を言うべきだと思います。

それから、飛行場に絡むものは、航空法の規制の関係で銃はもちろん、網もいけないということで、なかなか難しい。そういうことをしっかりした資料に基づいてよく検討してから、意見書として出していくことを一つお願いしておきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

有害鳥の関係と生産振興の関係はよろしいですか。

また、これが最後ではありませんし、これが出発点になりますので、それぞれの立場でご意見をいただければと考えております。

すみません、それでは8ページ、販売促進ですが、いろいろな具体化した意見も出ていますし、去年の意見書も物産館とか、そういういろいろなカテゴリーをやって、それにつなげるような意見書の集約の仕方もしてきたわけなんですけれども、やはり行政もマーケティング部門を設けた中で活動をやっていらっしゃるわけですので、我々提案している中で効果的なものも、行動に移してもらう必要もあるんじゃないかと思いますが。

はい、小林さん。

小林委員

この間、19市の会長会議で、長野市の開発センターを見る前に、〇〇がやっているカットセンターを見ました。今、75人を雇用していて、主にタマネギのカットをやっているんですが、設立に苦労して、行政も支援しながらやっている。規格外品の売買とか加工といったこと、一部は道の駅や直売所でもやっていますので、そういう発想を松本市の農林部でももう少し、畑へ捨ててしまうものを生かすというような、そういう切りかえを行政がやってもらえないかなと思うんですね。

議長 ほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議長 ありがとうございます。本日は皆さんから様々な意見を伺うという会であったかと思います。

くどいようですが、この後、意見書検討委員会、またブロック代表委員会と一緒に集まっていただいて、つなげたいと思いますし、また振興部会の皆さんにもその内容について、またご意見を伺う機会があると思います。

この資料は、それぞれお含みおきいただいて、またよりよい、実のある意見書につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

その他で何かありますか。

[質問、意見なし]

議長 それでは協議事項をこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

14 議長退任

15 閉会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 24番

議事録署名人 25番